

第2回 医師の働き方改革を進めるための
タスク・シフト/シェアの推進に関する検討会
議事次第

日時：令和元年11月8日（金）
18時00分～20時00分
場所：厚生労働省12階 専用第15会議室

議題

1. 整理した項目の進め方について
2. 現行制度上実施できない業務について
3. その他

配布資料

資料1　具体的な検討の視点

資料2－1　ヒアリングで医師から既存職種へタスク・シフト/シェア可能とプレゼンテーションされた項目について、事務局として現行制度上の実施の可否を可、不可、不明確で整理したもの（案）

資料2－2　現行制度上実施できない業務のうち、実施可能とする場合は法令改正が必要な業務について

参考資料1　医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト/シェアの推進に関する検討会 開催要綱

参考資料2　診療の補助・医師の指示について

参考資料3　特定行為研修制度の施行状況

参考資料4　医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフティングに関するヒアリング各団体提出資料

（第1回6月17日・第2回7月17日・第3回7月26日）

令和元年11月8日

具体的な検討の視点

具体的な検討の視点

整理した項目の進め方について

- 現行制度の下で実施可能な業務
- 現行制度では明確に示されていない業務

} →内容を整理した上で、通知等で明確化し、タスク・シフト/シェアを推進することとしてはどうか。

※ 上記については、定量的分析とあわせて検討する必要があるが、以下の理由から第3回以降に検討

- ・項目が多岐に渡ることから、定量的分析に時間を要すること
- ・タスクシフト/シェアの普及・推進のための具体的方策についても（制度的対応を行うものも含め）、あわせて検討する必要があること

- 現行制度では実施できない業務とされているものの考え方

→下記の3要件を満たす項目について、タスク・シフト/シェアを推進するために、省令や政令、法律を改正することについて検討してはどうか。

- 要件① 原則として各資格法の資格の定義とそれに付随する行為の範囲内であること。
- 要件② その職種が担っていた従来の業務の技術的基盤の上にある隣接業務であること。
- 要件③ 教育カリキュラムや卒後研修などによって安全性を担保できること。

- 現行制度の下で実行可能な業務の例

<例> 診断書作成補助業務 … 医行為ではなく、医師事務作業補助者等にタスク・シフトが可能

<例> 看護師の創部ドレーンの抜去 … 心嚢ドレーン、胸腔ドレーン、腹腔ドレーンの抜去は看護師の特定行為として実施可能

- 現行制度では実施できない業務であるが、“3要件”を満たすと考えられるもの

<例> 臨床検査技師の輸液路確保

・採血を伴う翼状針（留置針）の穿刺は実施可能であるが、輸液を目的とした輸液路確保は現行実施不可

<例> 診療放射線技師の病院又は診療所以外の場所における検査

・診療放射線技師法第26条第2項において、診療放射線技師は、原則、病院又は診療所以外の場所でその業務を行ってはならないこととされており、その例外も、エックス線検診車等において胸部エックス線検査を行う場合などに限定されている。病院又は診療所の中では診療放射線技師の超音波診断装置の操作は認められている。

＜参考＞各資格法における業務範囲に関する規定

◆ 看護師 :

- 厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。（法第5条）
- 保健師、助産師、看護師又は准看護師は、主治の医師又は歯科医師の指示があった場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、医薬品について指示をしその他の医師又は歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。ただし、臨時応急の手当をし、又は助産師がへその緒を切り、浣かん腸を施しその他の助産師の業務に当然に付隨する行為をする場合は、この限りでない。（法第37条）

◆ 診療放射線技師 :

- 厚生労働大臣の免許を受けて、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線を人体に対して照射（撮影を含み、照射機器又は放射性同位元素（その化合物及び放射性同位元素又はその化合物の含有物を含む。）を人体内に挿入して行なうものを除く。以下同じ。）することを業とする者をいう。（法第2条第2項）
- 診療放射線技師は、保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、次に掲げる行為を行うことを業とすることができる。（法第24条の2）
 - 磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて政令で定めるもの【=磁気共鳴画像診断装置・超音波診断装置・眼底写真撮影 装置（散瞳薬を投与した者の眼底を撮影するためのものを除く）・核医学診断装置】を用いた検査(医師又は歯科医師の指示の下に行うものに限る。)を行うこと。
 - 規定する検査に関連する行為として厚生労働省令で定めるもの【=静脈路に造影剤注入装置を接続する行為（静脈歯確保のためのものを除く）、造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為並びに当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為・下部消化管検査のために肛門カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為・画像誘導放射線治療のために肛門にカテーテルを挿入する行為及び当該カテーテルから空気を吸引する行為】(医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。)を行うこと。
- 診療放射線技師は、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けなければ、放射線を人体に対して照射してはならない。（法第26条第1項）
- 診療放射線技師は、病院又は診療所以外の場所においてその業務を行ってはならない。【次に掲げる場合を除く】
【除く場所】
 - ・ 医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射する場合
 - ・ 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エックス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く)その他の厚生労働省令で定める検査のため百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき。
 - ・ 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下に百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき(前号に掲げる場合を除く)

＜参考＞各資格法における業務範囲に関する規定

◆ 臨床検査技師

- 厚生労働大臣の免許を受けて、臨床検査技師の名称を用いて、医師又は歯科医師の指示の下に、人体から排出され、又は採取された検体の検査として厚生労働省令で定めるもの（以下「検体検査」という。）及び厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とする者をいう。（法第2条）
【検体検査 = 微生物学的検査・免疫学的検査・血液学的検査・病理学的検査・生化学的検査・尿・糞便等一般検査・遺伝子関連・染色体検査】
【生理学的検査 = 心電図検査(体表誘導によるものに限る)・心音図検査・脳波検査(頭皮誘導によるものに限る)・筋電図検査(針電極による場合の穿刺を除く)・基礎代謝検査・呼吸機能検査(マウスピース及びノーズクリップ以外の装着器具によるものを除く)・脈波検査・熱画像検査・眼振電図検査(冷水若しくは温水、電気又は圧迫による刺激を加えて行うものを除く)・重心動搖計検査・超音波検査・磁気共鳴画像検査・眼底写真検査(散瞳薬を投与して行うものを除く)・毛細血管抵抗検査・経皮的血液ガス分圧検査・聴力検査(気導により行われる定性的な検査であって次に掲げる周波数及び聴力レベルによるものを除いたものに限る)・基準嗅覚検査及び静脈性嗅覚検査(静脈に注射する行為を除く)・電気味覚検査及びろ紙ディスク法による味覚定量検査】
- 臨床検査技師は、保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、血液及び検体採取(医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る)並びに第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とすることができる。（法第20条の2）
 - 【検体採取】鼻腔拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他これらに類するものを採取する行為・表皮並びに体表及び口腔の粘膜を採取する行為(生検のためにこれらを採取する行為を除く)・皮膚並びに体表及び口腔の粘膜の病変部位の膿を採取する行為・鱗屑、痴皮その他の体表の付着物を採取する行為・綿棒を用いて肛門から糞便を採取する行為
 - 【生理学的検査】（上記、生理学的検査）

＜参考＞各資格法における業務範囲に関する規定

◆ 理学療法士：

- 厚生労働大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法を行なうことを業とする者をいう。（法第2条第3項）
※理学療法 = 身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱そのたの物理学的手段を加えること。
- 理学療法士は、保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として理学療法を行なうことを業とすることができる。（法第15条）

◆ 作業療法士：

- 厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、作業療法を行なうことを業とする者をいう。（法第2条第4項）
※作業療法 = 身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行なわせること。
- 作業療法士は、保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として作業療法を行なうことを業とすることができる。（法第15条）

◆ 視能訓練士：

- 厚生労働大臣の免許を受けて、視能訓練士の名称を用いて、医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある者に対するその両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行なうことを業とする者をいう。（法第2条）
- 視能訓練士の名称を用いて、医師の指示の下に、眼科に係る検査(人体に影響を及ぼす程度が高い検査として厚生労働省令で定めるもの【=涙道通水通色素検査（色素を点眼するものを除く）】を除く。次項において「眼科検査」という。)を行うことを業とすることができる。（法第17条第1項）
- 視能訓練士は、保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査並びに眼科検査を行うことを業とすることができる。（法第17条第2項）
- 視能訓練士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生労働省令で定める矯正訓練又は検査を行なってはならない。（法第18条）

【厚生労働省令で定める矯正訓練又は検査】

- ・ 矯正訓練（抑制除去訓練法・異常対応矯正法・眩惑刺激法・残像法）
- ・ 検査（散瞳薬の使用・眼底写真撮影・網膜電図検査・眼球電図検査・眼振電図検査・視覚誘発脳波検査）

＜参考＞各資格法における定義並びに業務範囲に関する規定

◆ 言語聴覚士：

- 厚生労働大臣の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者をいう。（法第2条）
- 言語聴覚士は、保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、医師又は歯科医師の指示の嚥下訓練、人工内耳の調整その他厚生労働省令で定める行為を行ふことを業とすることができる。（法第42条）

【その他厚生労働省令で定める行為】

- ・機器を用いる聴力検査（気導により行われる定性的な検査で次に掲げる周波数及び聴力レベルによるものを除く）
 - 周波数1000ヘルツ及び聴力レベル30デジベルのもの
 - 周波数4000ヘルツ及び聴力レベル30デジベルのもの
 - 周波数4000ヘルツ及び聴力レベル25デジベルのもの
 - 周波数4000ヘルツ及び聴力レベル40デジベルのもの
- ・聴性脳幹反応検査
- ・眼振電図検査（冷水若しくは温水、電気又は圧迫による刺激を加えて行うものを除く）
- ・重心動搖計検査
- ・音声機能に係る検査及び訓練（他運動若しくは抵抗運動を伴うもの又は薬剤若しくは器具を使用するものに限る）
- ・言語機能に係る検査及び訓練（他運動若しくは抵抗運動をともなうもの又は薬剤若しくは器具を使用するものに限る）
- ・耳型の採型
- ・補聴器装用訓練

◆ 臨床工学技士：

- 厚生労働大臣の免許を受けて、臨床工学技士の名称を用いて、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作(生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去であつて政令で定めるものを含む。以下同じ。)及び保守点検を行うことを業とする者をいう。（法第2条第2項）

【政令で定める生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去】

- ・人工呼吸器のマウスピース、鼻カニューレその他の先端部の身体への接続又は身体からの除去（気管への接続又は気管からの除去にあっては、あらかじめ接続用に形成された気管の部分への接続又は当該部分からの除去に限る）
- ・血液浄化装置の穿刺針その他の先端部のシャントへの接続又はシャントからの除去
- ・生命維持管理装置の導出電極の皮膚への接続又は皮膚からの除去
- 臨床工学技士は、保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として生命維持管理装置の操作を行うことを業とすることができる。（法第37条）
- 臨床工学技士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生労働省令で定める生命維持管理装置の操作【身体への血液、気体又は薬剤の注入・身体からの血液又は気体の抜き取り(採血を含む。)・身体への電気的刺激の負荷】を行ってはならない。（法第38条）

＜参考＞各資格法における定義並びに業務範囲に関する規定

◆ 救急救命士：

- 厚生労働大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者をいう。（法第2条第2項）
- 救急救命士は、保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として救急救命処置を行うことを業とすることができます。（法第43条第1項）
- 救急救命士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生労働省令で定める救急救命処置を行ってはならない。（法第44条第1項）

【厚生労働省令で定める救命救急処置】

- ・重度傷病者(その症状が著しく悪化するおそれがあり、又はその生命が危険な状態にある傷病者)のうち、心肺機能停止状態の患者に対するものにあっては第一号(静脈路確保のためのものに限る。)から第三号までに掲げるものとし、心肺機能停止状態でない患者に対するものにあっては第一号及び第三号に掲げるものとする。
 - 一 厚生労働大臣の指定する薬剤を用いた輸液
 - 二 厚生労働大臣の指定する器具による気道確保
 - 三 厚生労働大臣の指定する薬剤の投与
- 救急救命士は、救急用自動車その他の重度傷病者を搬送するためのものであって厚生労働省令で定めるもの(救急用自動車等)以外の場所においてその業務を行ってはならない。ただし、病院又は診療所への搬送のため重度傷病者を救急用自動車等に乗せるまでの間において救急救命処置を行うことが必要と認められる場合は、この限りでない。（法第44条第2項）

【救急用自動車等】

- ・重度傷病者の搬送のために使用する救急用自動車、船舶及び航空機であって、法第二条第一項の医師の指示【重度傷病者に対して行われる気道の確保、心拍の回復その他の処置であって、重度傷病者の症状の著しい悪化を防止し、又はその生命の危険を回避するために緊急に必要なもの】を受けるために必要な通信設備その他の救急救命処置を適正に行うために必要な構造設備を有するものとする。

◆ 義肢装具士：

- 厚生労働大臣の免許を受けて、義肢装具士の名称を用いて、医師の指示の下に、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合（以下「義肢装具の製作適合等」という。）を行うことを業とする者をいう。（法第2条第3項）
- 義肢装具士は、保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の身体への適合を行うことを業とすることができる。（法第37条）
- 義肢装具士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生労働省令で定める義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の身体への適合【手術直後の患部の採型及び当該患部への適合・ギプスで固定されている患部の採型及び当該患部への適合】を行ってはならない。（法第38条）

- ヒアリングで医師から既存職種へタスク・シフト/シェア可能とプレゼンテーションされた項目について、事務局として現行制度上の実施の可否を可、不可、不明確で整理したもの（案）

1. 処置、検査、手術、健診等

採血・輸液路確保/抜去・穿刺

検査関連（結果の解析含む）

手術・麻酔

創処置・ドレーン関連処置等

人工呼吸関連

輸血・血液細胞処理

病理関連

透析関連

妊婦健診・院内助産

放射線治療関係

救命関連

2. 薬剤関連

薬剤投与・薬剤管理

処方確認・処方変更・処方提案等

3. 患者観察、説明、指導、搬送等

患者観察・状態確認など

患者への説明と同意

患者指導・支援・運用など

患者誘導・患者搬送

4. 機器操作及び介助・機器管理・機器保守

5. 書類作成、入力指示など

指示入力・代行入力など

書類等作成・秘書業務など

6. その他

※「医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフティングに関するヒアリング」において、各団体が医師から既存職種へタスク・シフト/シェア可能と整理・提案された業務（医師以外も実施しているものも含む）について、事務局でまとめたもの

No.	業務内容	タスク・シフト/シェア先	医師側団体からの提案に※	現行制度上の可否	備考
-----	------	--------------	--------------	----------	----

1. 処置、検査、手術、健診等

【採血・輸液路確保/抜去・穿刺】

1	直接動脈穿刺法による採血	看護師	※	●	
2	直接動脈穿刺法による採血	看護師	※	●	
3	人工呼吸が施行されている（施行が予定されている）患者に対する直接動脈穿刺法による採血	臨床工学技士		×	法律事項
4	救急室（救急外来、初療室）を主とする院内・集中治療室における診療補助（動脈穿刺による採血）	看護師	※	●	
5	（医師の具体的指示を受けて行わなければならない）動脈留置カテーテルからの採血	臨床工学技士		○	
6	専門病棟（N I C U/P I C U/血液腫瘍など）での動脈ライン採血	看護師	※	○	
7	外来・一般小児病棟・専門病棟（N I C U/P I C U/血液腫瘍など）での採血	看護師	※	○	
8	外来・一般病棟・専門病棟（N I C U/P I C U/血液腫瘍など）での静脈路確保	看護師	※	○	
9	救急現場における末梢静脈路の確保（ヘパリンロックをする場合を含む）	臨床検査技師		×	政令事項
10	救急室（救急外来、初療室）を主とする院内での診療補助＜静脈路確保（輸液）の実施＞	救急救命士	※	×	法律事項
11	C T/M R I 造影剤・I V R 手技前ルート確保	看護師	※	○	
12	放射線部門の検査関連の静脈確保注射	診療放射線技師		×	省令事項
13	救急室（救急外来、初療室）を主とする院内・集中治療室における診療補助（橈骨動脈ラインの確保）	看護師	※	●	
14	中心静脈カテーテルの抜去、末梢留置型中心静脈注射用力カテーテルの挿入、橈骨動脈ラインの確保	看護師	※	●	
15	人工呼吸が施行されている（施行が予定されている）患者に対する橈骨動脈ラインの確保	臨床工学技士		×	法律事項
16	輸液ポンプ等を用いた薬液投与のための皮静脈穿刺によるラインの確保、不要カニューレの抜去	臨床工学技士		×	法律事項
17	末梢挿入中心静脈カテーテル挿入	看護師	※	●	
18	専門病棟（N I C U/P I C U/血液腫瘍など）での末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入	看護師	※	●	
19	専門病棟（N I C U/P I C U/血液腫瘍など）での末梢留置型中心静脈注射用カテーテル・動脈ラインの抜去	看護師	※	●	
20	輸液ポンプ等を用いた薬液投与のための中心静脈カテーテルの留置時の清潔補助	臨床工学技士		○	
21	輸液ポンプ等を用いた薬液投与のため中心静脈カテーテルの、不要カテーテルの抜去	臨床工学技士		×	法律事項
22	皮下埋め込み式CVポートの穿刺	看護師	※	○	
23	シース抜去後の止血補助	看護師	※	○	
24	C T/M R I 造影剤の注入確認、抜針・止血	看護師・診療放射線技師	※	○	
25	R I 検査医薬品注入後の抜針及び止血	診療放射線技師		×	省令事項

【検査関連（結果の解析含む）】

26	S P P（皮膚灌流圧）測定	看護師	※	○	
27	（表在における）各種超音波検査	臨床検査技師		○	
28	視力測定、眼圧測定（非接触）、視野検査、色覚検査	臨床検査技師		△	
29	O C T（optical coherence tomography：光干渉断層計）	臨床検査技師		△	
30	直腸肛門機能検査（肛門内圧検査・直腸バルーン知覚検査）	臨床検査技師		×	省令事項
31	経肛門超音波検査	臨床検査技師		△	
32	経腔超音波検査	臨床検査技師		△	
33	神経学的検査のうち、運動、感覺、高次脳機能、A D L、I A D L等に関する検査	作業療法士		○	
34	発達検査（新版K式・W I S C・A D O Sなど）	公認心理師	※	○	
35	筋電図検査の針電極の穿刺（体幹を除く）	臨床検査技師		×	省令事項
36	食道内圧、胸腔内圧、横紋筋活動電位、膀胱温を計測するモニター・センサー等の体内への挿入、不要センサーの抜去	臨床工学技士		×	法律事項
37	C Tコロノグラフィの検査手技（空気の吸引）	診療放射線技師		×	省令事項
38	R I 核種投与（R I 検査医薬品の投与・投与のための静脈路確保を含む）	看護師 診療放射線技師	※	×	法律事項

<現行制度上の可否> 可（○）・“特定行為”として可（●）、不可（×）、不明確（△）

No.	業務内容	タスク・シフト/シェア先	医師側団体からの提案に※	現行制度上の可否	備考
39	造影剤注入装置からの動脈への造影剤注入行為（抜針及び止血を行う行為を含む）	診療放射線技師		×	省令事項
40	上部消化管造影におけるカテーテルを用いた鼻腔からのバリウム投与（カテーテル挿入を含む）	診療放射線技師		×	省令事項
41	（呼吸機能検査や心電図検査、超音波検査などの生理学的検査や内視鏡検査における）口腔内の喀痰等の吸引	臨床検査技師		△	
42	検査のための採痰（誘発採痰含む）	臨床検査技師		×	政令事項
43	検査のための眼脂等の採取	臨床検査技師		×	政令事項
44	検査のための外耳道から耳漏等の採取	臨床検査技師		×	政令事項
45	検査のための泌尿器・生殖器からの検体採取	臨床検査技師		×	政令事項
46	子宮頸がん検査のための細胞診用の検体採取	臨床検査技師		×	政令事項
47	持続血糖測定のための穿刺・抜針	臨床検査技師		×	政令事項
48	X線検診車で胃がん検診並びに乳がん検診の撮影についての包括指示での撮影	診療放射線技師		×	省令事項
49	病院又は診療所以外の場所における検査（健診で行うエックス線の照射以外の検査）	診療放射線技師		×	法律事項
50	鎮静が必要な患者、アレルギーのある患者の検査立会い	看護師	※	○	
51	術後各種機器の回収・保守点検、鎮痛薬投与ポンプデータの解析	臨床工学技士	※	○	
52	高次脳機能障害（認知症含む）、失語症、言語発達障害、発達障害などの評価に必要な臨床心理・神経心理学検査種目の選択・実施及び検査結果の解釈	言語聴覚士		○	
53	嚥下検査全般の適応の判断と実施、結果の解釈	言語聴覚士		△	

【手術・麻酔】

54	手術の際の手術部位（創部）の消毒 やドレープ掛け	看護師	※	○	
55	手術の器械出し	臨床工学技士	※	○	
56	I V R（画像下治療）助手	看護師	※	○	
57	心・血管カテーテル治療時、医師が行うカテーテル操作などの補助（カテーテルの保持、身体への電気的負荷等）	臨床工学技士		×	法律事項
58	血管造影・I V R診療の補助行為	診療放射線技師		△	
59	心・血管カテーテル業務における、清潔野で使用する生命維持管理装置及びカテーテル関連の操作及び接続	臨床工学技士		×	法律事項
60	内視鏡外科手術における医師が行う手術手技の補助	臨床工学技士		×	法律事項
61	心臓血管外科手術や整形外科等における医師が行う手術手技の補助	臨床工学技士		×	法律事項
62	内視鏡（軟性鏡）検査・治療時の処置具の操作などの補助	臨床工学技士		×	法律事項
63	消化器内視鏡検査・治療の介助（組織採取を含む）	臨床検査技師		×	法律事項
64	肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法、肝悪性腫瘍ラジオ波焼却療法に係る機器の操作・管理	臨床検査技師		×	法律事項
65	白内障及び屈折矯正手術におけるオペレーター業務	視能訓練士		○	
66	術中抹消ルート確保、薬剤・薬液準備、バイタルサイン・処置記録、既設置ルートからの動脈採血と測定	看護師	※	○	
67	（医師の具体的な指示を受けて行わなければならない）人工心肺業務における血液、補液及び薬剤の投与量の設定及び変更	臨床工学技士		○	
68	手術室関連の業務支援（周術期に使用する薬剤の薬学的管理等）	薬剤師		○	
69	術中 薬剤払い出し、残薬回収	薬剤師	※	○	
70	麻酔科医が術前に行う麻酔管理の補助 <麻酔器、気管挿管や使用薬剤の準備（麻酔計画に従い）>	臨床工学技士		○	
71	麻酔科医が術中に行う麻酔管理の補助 <麻酔作動薬や循環作動薬、輸液の準備及び投与>	臨床工学技士		△	
72	麻酔科医が術後に行う麻酔管理の補助（集中治療を含む） <硬膜外麻酔薬の準備と投与>	臨床工学技士		×	法律事項
73	麻酔科医が術中に行う麻酔管理の補助 <バイタルサインの確認、麻酔記録の記入>	臨床工学技士		○	
74	麻酔科医が術後に行う麻酔管理の補助（集中治療を含む） <各種ラインの整理、麻酔医とともに患者退室の誘導>	臨床工学技士		○	
75	集中治療室における診療補助（ドレーン類の管理、抜去）	看護師	※	●	
76	補助循環に用いる各種カテーテルの挿入時の清潔補助	臨床工学技士		○	
77	麻酔科医が術前に行う麻酔管理の補助（麻酔導入時の各種モニターの装着、気管挿管や中心静脈カテーテル・胃管挿入等の介助）	臨床工学技士		×	法律事項

<現行制度上の可否> 可（○）・“特定行為”として可（●）、不可（×）、不明確（△）

No.	業務内容	タスク・シフト/シェア先	医師側団体からの提案に※	現行制度上の可否	備考
78	血管撮影・血管内治療後の圧迫止血・止血確認・圧迫解除	看護師	※	○	
79	血管内治療の介助業務（血管撮影における圧迫止血・止血確認・圧迫解除を含む）	看護師	※	○	
80	内視鏡検査・治療の際の準備作業（咽頭麻酔等）	臨床工学技士		×	法律事項
81	各種再建手術における関連各科との調整業務	看護師	※	○	
82	術後 鎮痛薬調製・投与器具準備	薬剤師	※	○	
83	術後管理	看護師	※	○	
84	術後ラウンド、術後疼痛管理	看護師	※	○	

【創処置・ドレーン関連処置等】

85	創傷治癒遅延症例に対する創管理業務	看護師	※	●	
86	創管理（ドレッシング抜去、抜糸）	看護師	※	○	
87	病棟・周術期の創傷処置	看護師	※	○	
88	体表面の切創・挫創の洗浄と縫合処置	看護師	※	○	
89	ドレーン抜去	看護師	※	●	
90	創部ドレーンの抜去	看護師	※	●	
91	救急室（救急外来、初療室）を主とする院内での診療補助<縫合を除く創傷処置（一定の面積までの擦過傷の洗浄とドレッシング）>	救急救命士	※	×	法律事項
92	切断術後のドレッシング等、断端形成	義肢装具士		△	
93	足部ケア 足底部潰瘍の免荷	義肢装具士		△	
94	軟膏処置	看護師	※	○	
95	爪切り、鶲眼処置	看護師	※	○	
96	足部ケア（糖尿病患者等の）足趾の爪切り・胼胝等の研磨	義肢装具士		△	
97	ギブスの介助	義肢装具士	※	△	
98	一般小児病棟での胃管挿入	看護師	※	○	
99	胃管・EDチューブの挿入・管理・抜去	看護師	※	○	
100	一般小児病棟・一般病棟・専門病棟（NICU/PICU/血液腫瘍など）での胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換	看護師	※	●	
101	輸液ポンプ等を用いた薬液投与のための胃管の挿入、交換及び抜去	臨床工学技士		×	法律事項
102	I VR（画像下治療）手技前の尿道カテーテル留置	看護師	※	○	
103	専門病棟（NICU/PICU/血液腫瘍など）での光線療法開始・中止（検査結果プロット・判断）	看護師	※	△	

【人工呼吸関連】

104	呼吸器管理	看護師	※	●	
105	集中治療室における診療補助（人工呼吸器の設定、人工呼吸器からの離脱）	看護師	※	●	
106	専門病棟（NICU/PICU/血液腫瘍など）での非侵襲的陽圧換気の設定変更	看護師	※	●	
107	持続陽圧呼吸療法の際に行う陽圧の適正域を測定する検査	臨床検査技師		×	省令事項
108	人工呼吸器からのウィーニング	臨床工学技士		○	
109	人工呼吸器使用時の吸引による喀痰等の除去	臨床工学技士		○	
110	一般小児病棟・一般病棟・専門病棟（NICU/PICU/血液腫瘍など）での気管カニューレ交換	看護師	※	●	
111	気管カニューレの交換	臨床工学技士		×	法律事項
112	気管チューブの位置の調整	看護師	※	●	
113	経口用・経鼻用気管チューブの挿入時の補助	臨床工学技士		×	法律事項
114	経口用・経鼻用気管チューブ、気管カニューレの抜去	臨床工学技士		×	法律事項
115	専門病棟（NICU/PICU/血液腫瘍など）での経口用又は経鼻用気管チューブの位置の調整	看護師	※	●	

<現行制度上の可否> 可（○）・“特定行為”として可（●）、不可（×）、不明確（△）

No.	業務内容	タスク・シフト/シェア先	医師側団体からの提案に※	現行制度上の可否	備考
116	経口用・経鼻用気管チューブの位置の調整	臨床工学技士		×	法律事項
117	食道閉鎖式エアウェイ・ラリンクルチューブの挿入及び抜去	臨床工学技士		×	法律事項
118	鼻咽頭エアウェイの挿入及び抜去	臨床工学技士		×	法律事項

【輸血・血液細胞処理】

119	輸血実施	臨床検査技師		×	法律事項
120	血液製剤の洗浄・分割	臨床検査技師		○	
121	血液細胞（幹細胞等）処理業務	臨床検査技師		○	

【病理関連】

122	手術検体等に対する病理診断における切り出し補助業務	臨床検査技師	※	○	
123	手術材料の切り出し	臨床検査技師		○	
124	画像解析システムによるコンパニオン診断（免疫染色）等に対する計数・定量判定補助	臨床検査技師	※	○	
125	デジタル病理画像の取り込み・機器の調整・データ管理等	臨床検査技師	※	○	
126	病理診断報告書のチェック	臨床検査技師	※	○	
127	生検材料、特殊染色、免疫染色等のスクリーニング（所見の下書きの作成）	臨床検査技師		○	
128	病理解剖業務	臨床検査技師		△	

【透析関連】

129	急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理	看護師	※	●	
130	集中治療室における診療補助（急性血液浄化療法における血液透析濾過器の操作と管理）	看護師	※	●	
131	（医師の具体的指示を受けて行わなければならない）血液浄化業務における血液、補液及び薬剤の投与量の設定及び変更	臨床工学技士		○	
132	血液浄化施行時のバスキュラーアクセスへの穿刺によるカニューレの留置及び不要カニューレの抜去（動脈表在化等を含む）	臨床工学技士		×	政令事項
133	血液浄化装置の先端部（穿刺針）のバスキュラーアクセスへの穿刺及び抜去	臨床工学技士		×	政令事項
134	血液浄化に用いるカテーテル留置時の清潔補助	臨床工学技士		○	
135	血液浄化に用いる不要留置カテーテルの抜去	臨床工学技士		×	法律事項
136	血液浄化に用いるバスキュラーアクセスの機能維持のためのエコー等による評価	臨床工学技士		△	

【妊婦健診・院内助産】

137	低リスク妊娠を対象とした妊婦健診の一部（助産師外来）	助産師	※	○	
138	ローリスク妊娠婦の妊婦健診	助産師		○	
139	低リスク妊娠を対象とした分娩管理業務の一部（院内助産システム）	助産師	※	○	
140	妊娠婦の保健指導業務	助産師		○	

【放射線治療関連】

141	イメージガイド下放射線治療（IGRT）での位置照合画像の一次照合	診療放射線技師		○	
-----	----------------------------------	---------	--	---	--

【救命関連】

142	救命処置の補助	臨床検査技師		△	
143	（医療機関内で）救急救命処置の範囲に示される33項目の実施	救急救命士		×	法律事項
144	救急救命士が現行救急用自動車等内（自動車に乗せるまでを含む）で実施可能な救急救命処置（33項目）を医療機関内でも行えるようにする	救急救命士		×	法律事項
145	救急室（救急外来、初療室）を主とする院内での診療補助 <心肺蘇生>	救急救命士	※	×	法律事項
146	救急室（救急外来、初療室）を主とする院内での診療補助 <医師による緊急処置の一部介助>	救急救命士	※	×	法律事項

No.	業務内容	タスク・シフト/シェア先	医師側団体からの提案に※	現行制度上の可否	備考
-----	------	--------------	--------------	----------	----

2. 薬剤関連

【薬剤等投与・薬剤管理】

147	処方薬の変更・他院持参薬の処方	薬剤師	※	○	
148	プロトコールに基づいた投薬（医師の包括的指示と同意がある場合には医師の最終確認・再確認を必要とせず実施する）	薬剤師		△	
149	術後24時間以内の疼痛管理目的での麻薬性鎮痛薬（フェンタニル等が必要になった場合）の投与	看護師	※	○	
150	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整	看護師	※	●	
151	人工呼吸が施行されている患者に対する鎮静薬の投与量の調整	臨床工学技士		×	法律事項
152	専門病棟（N I C U / P I C U / 血液腫瘍など）での人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整	看護師	※	●	
153	抗不安薬の臨時の投与	看護師	※	●	
154	抗精神病薬の臨時の投与	看護師	※	●	
155	訪問看護時の抗精神病持効性注射剤の筋肉内投与	看護師	※	○	
156	抗けいれん剤の臨時投与	看護師	※	●	
157	救急室（救急外来、初療室）を主とする院内・集中治療室における診療補助（抗けいれん剤投与）	看護師	※	●	
158	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整	看護師	※	●	
159	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整	看護師	※	●	
160	救急室（救急外来、初療室）を主とする院内・集中治療室における診療補助（脱水症状に対する輸液）	看護師	※	●	
161	救急室（救急外来、初療室）を主とする院内の診療補助 <一部の緊急薬剤の投与>	救急救命士	※	×	法律事項
162	外来・一般小児病棟・専門病棟（N I C U / P I C U / 血液腫瘍など）での抗生素等の静注	看護師	※	●	
163	専門病棟（N I C U / P I C U / 血液腫瘍など）での皮下注射、筋肉注射	看護師	※	○	
164	輸液ポンプ等を用いた静脈ラインからの薬剤の投与	臨床工学技士		×	法律事項
165	療養上の世話をタイムリーに行うための薬剤の処方 (排便コントロール(下剤・浣腸剤・止痢剤・整腸剤など) スキンケア(軟膏・ドレッシング剤・目薬など) 疼痛緩和(湿布・麻薬以外の鎮痛剤)など)	看護師		×	法律事項
166	外来でのワクチン接種	看護師	※	○	
167	糖負荷試験のブドウ糖液の投与	臨床検査技師		○	
168	尿素呼気試験の尿素錠の投与	臨床検査技師		○	
169	脳波検査時の睡眠導入剤の投与	臨床検査技師		○	
170	呼吸機能検査（気道可逆性検査）時の気管支拡張剤の投与	臨床検査技師		○	
171	眼底検査の散瞳剤の投与	臨床検査技師		×	省令事項
172	眼振電図検査における温度刺激検査のための外耳道への温冷水の注入	臨床検査技師		×	省令事項
173	造影超音波検査の超音波造影剤の投与（ソナゾイド等）	臨床検査技師		×	法律事項
174	上部内視鏡検査の際の前処置（消泡剤・咽頭麻酔剤の投与）	臨床検査技師		×	法律事項
175	薬剤管理（ミキシング・残薬管理・薬剤の準備・在庫管理等）	薬剤師		○	

【処方確認・処方変更・処方提案等】

176	処方医の事前の指示に基づき、問題が認められない場合は、薬局薬剤師が分割調剤（同一薬剤の継続投与）を実施	薬剤師		○	
177	事前に作成・合意されたプロトコールに基づく、含量規格や剤形等の処方内容の変更	薬剤師		○	
178	事前に作成・合意されたプロトコール及び薬剤師による専門的知見に基づき、薬剤の種類、投与量等の変更～薬物療法のモニタリングの実施とその結果に伴う処方内容の見直しの提案～	薬剤師		○	
179	術前服薬内容チェック・処方提案	薬剤師	※	○	
180	抗菌薬の治療コントロール処方の提案（医師の包括的指示と同意がある場合には医師の最終確認・再確認を必要とせず実施）	薬剤師		○	
181	薬剤選択・多剤併用薬に対する処方提案（医師の包括的指示と同意がある場合には医師の最終確認・再確認を必要とせず実施）	薬剤師		○	

<現行制度上の可否> 可（○）・“特定行為”として可（●）、不可（×）、不明確（△）

No.	業務内容	タスク・シフト/シェア先	医師側団体からの提案に※	現行制度上の可否	備考
182	術後痛評価・鎮痛薬調製提案・術前中止薬再開確認	薬剤師	※	○	
183	入院、外来における患者面談情報（服用中の薬剤情報、副作用や残薬の有無等）に基づく処方支援（処方の提案や仮オーダー入力）	薬剤師		○	
184	医師の診断・検査結果に基づく処方支援	薬剤師		○	
185	抗がん薬や抗菌薬、向精神薬等の投与後の服薬状況や副作用を継続して確認した上で、必要に応じて処方医等へ情報提供～薬物療法のモニタリングの実施とその結果に伴う処方内容の見直しの提案～	薬剤師		○	
186	患者の服薬状況を確認すると共に、必要に応じてフィジカルアセスメントを実施し、副作用の発現状況を確認した上で、処方医等へ情報提供～薬物療法のモニタリングの実施とその結果に伴う処方内容の見直しの提案～	薬剤師		○	
187	処方歴や薬物アレルギーの有無等の医薬品関連情報について、医師の診療情報提供書の作成支援～薬物療法に関する説明や薬に関する患者情報の提供等のサポート～	薬剤師		○	
188	分割調剤の都度（すなわち定期的）、処方医の事前の指示に基づき、処方箋を応需した薬局薬剤師が患者の副作用の発現状況や服薬状況の確認等を実施（必要に応じて処方医への情報提供）～定期的に患者の副作用の発現状況や服薬状況の確認等を行うための分割調剤～	薬剤師		○	

3. 患者観察、説明、指導、搬送等

【患者観察・状態確認など】

189	(I V R)術前の採血結果、リスクファクター、服薬状況のチェック	看護師・診療放射線技師	※	○	
190	検査の際の患者バイタル確認	臨床検査技師		○	
191	輸血後副作用確認のための観察	臨床検査技師		○	
192	救急室（救急外来、初療室）を主とする院内での診療補助（病歴聴取、バイタルサイン測定、その結果より軽症と中等症・重症をトリアージ）	救急救命士・看護師	※	×	法律事項 (看護師は○)
193	患者への問診	医師事務作業補助者	※	○	
194	病歴（予診）聴取	医師事務作業補助者	※	○	

【患者への説明と同意】

195	リハビリテーション保険診療に関係する各種書類の説明、交付業務（リハビリテーション総合実施計画書、計画提供料に関わる書類、目標設定等支援・管理シート等）	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護師等	※	○	
196	リハビリテーション実施計画等の作成と患者への説明	理学療法士		○	
197	専門病棟（N I C U/P I C U/血液腫瘍など）での輸血、放射線検査などの医行為の典型的な説明補助	看護師	※	○	
198	検査に関する説明・相談	診療放射線技師		○	
199	非侵襲的検査の検査説明・同意書の取得	看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師事務作業補助者	※	○	
200	I V R（画像下治療）手技前回診での検査説明	看護師・診療放射線技師	※	○	
201	検査（C T、M R I、R I）前の同意書取得・副作用説明・問診	看護師・診療放射線技師・医師事務作業補助者	※	○	
202	輸血承諾書の取得（医師の説明の補足）	臨床検査技師		○	
203	パッチテスト、ブリックテストの試薬等の準備、説明	看護師	※	○	
204	術前オリエンテーション・リスク評価、麻酔に関する説明	看護師	※	○	
205	輸血関連検査結果説明	臨床検査技師		○	
206	検査手順の説明業務	医師事務作業補助者		○	
207	入院の説明・同意書の取得	医師事務作業補助者	※	○	

【患者指導・支援・運用など】

208	外来での薬の説明や服薬指導	薬剤師	※	○	
209	外用（薬）指導	看護師	※	○	
210	外用（薬）指導の補助	看護師	※	○	
211	副作用の状況把握、服薬指導（医師の包括的指示と同意がある場合には医師の最終確認・再確認を必要とせず実施）	薬剤師		△	
212	糖尿病患者の自己血糖測定やインスリン等の自己注射等に関する、患者や家族への薬剤を適切に使用するための実技指導～薬剤の適正使用のための実技指導の実施～	薬剤師		○	
213	患者の薬物療法全般に関する理解の推進～薬物療法に関する説明や薬に関する患者情報の提供等のサポート～	薬剤師		○	
214	心理的問題を抱える子どもに保護者及び家族への心理的支援に関する業務	公認心理師	※	○	

<現行制度上の可否> 可 (○) ・ “特定行為”として可 (●) 、不可 (×) 、不明確 (△)

No.	業務内容	タスク・シフト/シェア先	医師側団体からの提案に※	現行制度上の可否	備考
215	退院時における地域移行支援業務	精神保健福祉士	※	○	
216	精神科入院時における支援業務	精神保健福祉士・看護師	※	○	
217	切断者への断端管理に関する指導	義肢装具士		○	
218	急性期病棟における疾患別リハビリテーションの指示に関する運用	理学療法士		—	
219	訪問リハビリテーションにおける医師の診察の運用	理学療法士		—	
220	生活状況(ADL、IADL、本人の趣味・興味・関心領域等)、療養上の課題の聞き取り、把握	作業療法士		○	

【患者誘導・患者搬送】

221	R I 核種投与後、安静待機室への誘導	看護師・診療放射線技師		○	
222	専門病棟(NICU/PICU/血液腫瘍など)での搬送に伴う看護業務	看護師	※	○	
223	救急室(救急外来、初療室)を主とする院内での診療補助 <院内の患者移送>	救急救命士	※	○	
224	救急車での患者移送の際の同伴(重症例は除く)	看護師	※	○	
225	病院救急車での患者の観察と処置	救急救命士	※	○	

4. 機器操作及び介助・機器管理・機器保守

226	点滴、輸液ポンプ、シリジングポンプの操作・安全管理	臨床検査技師		×	法律事項
227	心臓・血管カテーテル検査・治療に係る検査装置の操作・管理	臨床検査技師		△	
228	術中モニタリング(運動誘発電位や体性感覺誘発電位)に係る電極装着(針電極含む)、検査装置の操作・管理	臨床検査技師		×	省令事項
229	成分採血装置(末梢血ラインから連続成分採血装置による体外循環を行う機器)の運転	臨床検査技師		×	省令事項
230	心臓植込みデバイスに対する遠隔モニタリングのデータ読み込み及び記録	臨床工学技士		○	
231	術前シリジングポンプ・フットポンプ、麻酔関連機器の保守点検と準備	臨床工学技士	※	○	
232	医療機器の管理(機器の取り寄せ・管理・補充・返却)	臨床工学技士		○	
233	在宅医療に関わる医療機器管理	臨床工学技士		○	
234	術中麻酔関連機器の修理・対応	臨床工学技士	※	○	

5. 書類作成、入力指示など

【指示入力・代行入力など】

235	脳卒中の初期対応(病歴聴取、検査オーダー等)	看護師	※	△	
236	定型的血液検査の指示入力	看護師	※	○	
237	患者教育・放射線治療看護に必要な簡易処方(皮膚炎や腸炎に対する処方など)・放射線治療に関わる検査オーダー	看護師	※	△	
238	看護師が状況を即座に見極め、医師が予め指示した状態像に該当するかを判断して、指示されていた検査(採血・培養検査・レントゲン検査など)の代行入力	看護師		○	
239	救急室(救急外来、初療室)を主とする院内での診療補助(包括的血液検査オーダーと採血・採尿、包括的放射線検査オーダー)	看護師	※	△	
240	入院決定後の入院時指示	医師事務作業補助者	※	○	
241	救急室(救急外来、初療室)を主とする院内での診療補助 <診療経過の記録>	救急救命士	※	○	
242	診療録作成補助・救急外来における病歴聴取の電子カルテ記載	医師事務作業補助者	※	○	
243	医療記録(電子カルテの記載)	医師事務作業補助者		○	
244	カルテ記載補助業務	医師事務作業補助者	※	○	
245	診察や検査の予約、診療録への記録	医師事務作業補助者	※	○	
246	カンファレンス・回診の記録・オーダーなど入院業務の補助	医師事務作業補助者	※	○	
247	外来初診時、退院時、認知行動療法など精神科特殊療法としての精神療法施行時ににおける診療記録代行入力	医師事務作業補助者	※	○	
248	診療録・手術記録の入力	医師事務作業補助者	※	○	
249	臨床写真の整理、電子カルテへの取り込み	医師事務作業補助者	※	○	
250	予約関連(入力、変更連絡)、処方箋の捺印	医師事務作業補助者	※	○	

<現行制度上の可否> 可(○)・“特定行為”として可(●)、不可(×)、不明確(△)

No.	業務内容	タスク・シフト/シェア先	医師側団体からの提案に※	現行制度上の可否	備考
251	病名仮入力（DPCの一部の入力代行・各種サマリーの訂正）	医師事務作業補助者	※	○	
252	病名入力、コスト入力、DPC入力	医師事務作業補助者	※	○	

【書類等作成・資料作成・秘書業務など】

253	障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度に関する意見書の作成	理学療法士		一	
254	診断書作成補助業務	医師事務作業補助者	※	○	
255	特定疾患書類や診断書などの下書きもしくは仮作成	医師事務作業補助者	※	○	
256	書類・診断書・入退院サマリーの作成	医師事務作業補助者	※	○	
257	リハビリテーション診療に関係する各種書類の草案作成（廃用症候群に関わる評価票、身体障害者手帳申請書類、入院証明書、診療情報提供書、介護保険主治意見書、診断書等）	医師事務作業補助者	※	○	
258	意見書・申請書および行政への書類の下書き（診断書下書き・定型診断書の作成・紹介状返書の下書き）	医師事務作業補助者	※	○	
259	診断書（殊に年金診断書など手書きのもの）・意見書の作成	医師事務作業補助者	※	○	
260	義肢装具の提供に伴う事務業務	医師事務作業補助者		○	
261	症例登録等の各種統計資料の作成	医師事務作業補助者		○	
262	診療データ入力、抽出、解析業務	医師事務作業補助者	※	○	
263	手術件数と内容のまとめ	医師事務作業補助者	※	○	
264	新患者台帳作成補助業務	医師事務作業補助者	※	○	
265	全国調査の患者情報記載	医師事務作業補助者	※	○	
266	市販後調査のEDC入力	医師事務作業補助者	※	○	
267	他院が主施設の臨床研究の申請書類の作成	医師事務作業補助者	※	○	
268	医師の当直表作成業務	医師事務作業補助者	※	○	
269	カンファレンス準備業務	医師事務作業補助者	※	○	

6. その他

270	嚥下訓練・摂食機能療法における食物形態等の選択	言語聴覚士		○	
271	時間外で侵襲的な専門的処置の必要のない入院患者の初期対応	他科診療科医師	※	○	
272	特定行為とは別に侵襲性の低い医行為であれば病棟・在宅・介護施設等における包括的指示モデルを示し看護師が患者の状態に応じて柔軟に対応できるようにする	看護師		○	
273	救急室（救急外来、初療室）を主とする院内での診療補助 <救急車の受入要請への対応>	救急救命士	※	○	
274	検診業務における視機能管理業務	視能訓練士		○	
275	障害者総合支援法による補装具費支給における完成用部品の選択等、義肢装具等補助具の仕様に関する決定	義肢装具士		一	
276	障害者総合支援法による補装具費支給における義肢装具等補装具の適合判定	義肢装具士		一	
277	医療放射線の安全管理責任者	診療放射線技師		○	
278	胚培養全般、培養室の実務・運営	臨床検査技師		○	
279	超音波スクリーニング検査施行、異常を疑った際の放射線科医への連絡	放射線技師	※	○	
280	胃透視施行、異常を疑った際の放射線科医への連絡	放射線技師	※	○	
281	注腸透視施行、異常を疑った際の放射線科医への連絡	放射線技師	※	○	
282	包括指示（疑義照会含む）における業務（撮影部位確認・追加撮影オーダー・緊急性の高い死につながる疾患や検査目的以外で偶発的に認められた異常所見等に医療安全を鑑みた対応）	診療放射線技師		△	
283	検査所見の臨床検査技師による報告	臨床検査技師		○	
284	外来リハビリテーション患者に対する診察とカンファレンス業務の削減	理学療法士		一	

<現行制度上の可否> 可（○）・“特定行為”として可（●）、不可（×）、不明確（△）

現行制度上実施できない業務のうち、
実施可能とする場合は法令改正が必要な業務
について

- 本資料に記載している項目は、「医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフティングに関するヒアリング」において、医師から既存職種へタスク・シフト/シェア可能と各団体が整理・提案した業務のうち、現行制度上実施できない業務であって、実施可能とする場合は法令改正が必要なものを機械的に整理したもの。
- その上で、資料1で提示したタスク・シフト/シェアを推進する項目の3要件(※1)のうち要件①及び要件②について、現行法令の規定に照らし、要件に該当するか否かについて、事務局としての案を記載したもの。

(※1) 資料1で提示したタスク・シフト/シェアを推進する項目の3要件

- 要件① 原則として各資格法の資格の定義とそれに付随する行為の範囲内であること。
- 要件② その職種が担っていた従来の業務の技術的基盤の上にある隣接業務であること。
- 要件③ 教育カリキュラムや卒後研修などによって安全性を担保できること。

- 要件③については、整理するにあたって、各業務に精通した者や各職種の教育カリキュラムなどに知見を有する者から意見を聞く必要があると考えられることから、関係団体に意見を聞いた上で整理してはどうか。その際、より幅広く意見を募る観点から、厚生労働省のHPを通じての意見も受け付けることとしてはどうか。
- 効果(推計)については、業務をシフト/シェアした場合、当該行為を行う医師のある病院における業務時間の実態に基づいて、月間の削減可能な時間数を推計したもの(※2)。行為によっては、看護師などの他の職種が行っているものも含まれると考えられるが、全て医師が担っているものと仮定して推計。

(※2) 推計においては、厚生労働行政推進調査事業(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))「新しいチーム医療等における医療・介護従事者の適切な役割分担についての研究」において現在行っている調査(分析中)のうち、一定の整理ができた項目をもとに医政局医事課において作成。

I. 診療放射線技師にタスク・シフト/シェア可能とプレゼンされた項目について（1）

■省令事項

項目 【資料2-1のNo.】	現行法令	3要件該当性（案）	効果（推計）
放射線部門の検査関連の静脈確保注射 【12】	<p>【診療放射線技師法】 第24条の2 診療放射線技師は、第2条第2項に規定する業務のほか、保健師助産師看護師法第31条第1項及び第32の規定にかかわらず、診療の補助として、次に掲げる行為を行うことを業とすることができます。</p> <p>二 第2条第2項に規定する業務又は前号に規定する検査に関連する行為として厚生労働省令で定めるもの(医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。)を行うこと。</p> <p>【診療放射線技師法施行規則】 第15条の2 法第24条の2第2号の厚生労働省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 静脈路に造影剤注入装置を接続する行為(静脈路確保のためのものを除く。)、造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為並びに当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為</p>	<p>要件①： 該当するのではないか</p> <p>要件②： 該当しないのではないか</p> <p>要件③：</p>	10.4時間/月
造影剤注入装置からの動脈への造影剤注入行為（抜針及び止血を行う行為を含む） 【39】	<p>【診療放射線技師法施行規則】 第15条の2 法第24条の2第2号の厚生労働省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 静脈路に造影剤注入装置を接続する行為(静脈路確保のためのものを除く。)、造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為並びに当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為</p>	<p>①：該当するのではないか</p> <p>②：該当するのではないか</p> <p>③：</p>	0.1時間以下/月
R I 検査医薬品注入後の抜針及び止血 【25】		<p>①：該当するのではないか</p> <p>②：該当するのではないか</p> <p>③：</p>	1.5時間/月

I. 診療放射線技師にタスク・シフト/シェア可能とプレゼンされた項目について（2）

■省令事項

項目 【資料2-1のNo.】	現行法令	3要件該当性（案）	効果（推計）
CTコロノグラフィの検査手技（空気の吸引） 【37】	<p>【診療放射線技師法施行規則】 第15条の2 法第24条の2第2号の厚生労働省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 二 下部消化管検査のために肛門にカテーテルを挿入する行為並びに当該カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為</p>	<p>①：該当するのではないか ②：該当するのではないか ③：</p>	0.2時間/月
上部消化管造影におけるカテーテルを用いた鼻腔からのバリウム投与（カテーテル挿入を含む） 【40】	<p>【診療放射線技師法施行規則】 第15条の2 法第24条の2第2号の厚生労働省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 二 下部消化管検査のために肛門にカテーテルを挿入する行為並びに当該カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為</p>	<p>①：該当するのではないか ②：該当するのではないか ③：</p>	0.7時間/月
X線検診車で胃がん検診並びに乳がん検診の撮影についての包括指示での撮影 【48】	<p>【診療放射線技師法】 第26条（略） 2 診療放射線技師は、病院又は診療所以外の場所においてその業務を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 二 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エツクス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。)その他の厚生労働省令で定める検査のため100万電子ボルト未満のエネルギーを有するエツクス線を照射するとき。</p> <p>【診療放射線技師法施行規則】 第15条の3 法第26条第2項第2号の厚生労働省令で定める検査は、胸部エツクス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いたものを除く。)とする。</p>	<p>①：該当するのではないか ②：該当するのではないか ③：</p>	160.0時間/月

I. 診療放射線技師にタスク・シフト/シェア可能とプレゼンされた項目について（3）

■法律事項

項目 【資料2-1のNo.】	現行法令	3要件該当性（案）	効果（推計）
R I 核種投与（R I 検査医薬品の投与・投与のための静脈路確保を含む） 【38】	<p>【診療放射線技師法】</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 この法律で「診療放射線技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線を人体に対して照射(撮影を含み、照射機器又は放射性同位元素(その化合物及び放射性同位元素又はその化合物の含有物を含む。)を人体内にそう入して行なうものを除く。以下同じ。)することを業とする者をいう。</p>	<p>①：該当するのではないか ②：該当するのではないか ③：</p>	3.5時間/月
病院又は診療以外の場所における検査（健診で行うエックス線の照射以外の検査） 【49】	<p>【診療放射線技師法】</p> <p>第26条（略）</p> <p>2 診療放射線技師は、病院又は診療所以外の場所においてその業務を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して100万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射する場合 二 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エックス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。)その他の厚生労働省令で定める検査のため100万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき。 三 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下に100電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき(前号に掲げる場合を除く。)。 	<p>①：該当するのではないか ②：該当するのではないか ③：</p>	推計中

II. 臨床検査技師にタスク・シフト/シェア可能とプレゼンされた項目について（1）

■省令事項

項目 【資料2-1のNo.】	現行法令	3要件該当性（案）	効果（推計）
直腸肛門機能検査（肛門内圧検査・直腸バルーン知覚検査) 【30】	<p>【臨床検査技師等に関する法律】 第2条 この法律で「臨床検査技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床検査技師の名称を用いて、医師又は歯科医師の指示の下に、人体から排出され、又は採取された検体の検査として厚生労働省令で定めるもの(以下「検体検査」という。)及び厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とする者をいう。</p> <p>【臨床検査技師等に関する法律施行規則】 第1条の2 法第2条の厚生労働省令で定める生理学的検査は、次に掲げる検査とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 心電図検査(体表誘導によるものに限る。) 二 心音図検査 三 脳波検査(頭皮誘導によるものに限る。) 四 <u>筋電図検査(針電極による場合の穿刺を除く。)</u> 五 基礎代謝検査 六 呼吸機能検査(マウスピース及びノーズクリップ以外の装着器具によるものを除く。) 七 脈波検査 八 熱画像検査 九 <u>眼振電図検査(冷水若しくは温水、電気又は圧迫による刺激を加えて行うものを除く。)</u> 十 重心動搖計検査 十一 超音波検査 十二 磁気共鳴画像検査 十三 <u>眼底写真検査(散瞳薬を投与して行うものを除く。)</u> 十四 毛細血管抵抗検査 十五 経皮的血液ガス分圧検査 十六 <u>聴力検査(気導により行われる定性的な検査であつて次に掲げる周波数及び聴力レベルによるものを除いたものに限る。)</u> イ～ニ (略) 十七 <u>基準嗅覚検査及び静脈性嗅覚検査(静脈に注射する行為を除く。)</u> 十八 電気味覚検査及びろ紙ディスク法による味覚定量検査 	①：該当するのではないか ②：該当するのではないか ③：	0.7時間/月
筋電図検査の針電極の穿刺（体幹を除く） 【35】		①：該当するのではないか ②：該当するのではないか ③：	1.9時間/月
持続陽圧呼吸療法導入の際に行う陽圧の適正域を測定する検査 【107】		①：該当するのではないか ②：該当するのではないか ③：	4.5時間/月
術中モニタリング（運動誘発電位や体性感覚誘発電位）に係る電極装着（針電極含む）、検査装置の操作・管理 【228】		①：該当するのではないか ②：該当するのではないか ③：	1.9時間/月

II. 臨床検査技師にタスク・シフト/シェア可能とプレゼンされた項目について（2）

■省令事項

項目 【資料2-1のNo.】	現行法令	3要件該当性（案）	効果（推計）
眼振電図検査における温度刺激検査のための外耳道への温冷水の注入 【172】	<p>【臨床検査技師等に関する法律】</p> <p>第2条 この法律で「臨床検査技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床検査技師の名称を用いて、医師又は歯科医師の指示の下に、人体から排出され、又は採取された検体の検査として厚生労働省令で定めるもの(以下「検体検査」という。)及び厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とする者をいう。</p> <p>【臨床検査技師等に関する法律施行規則】</p> <p>第1条の2 法第2条の厚生労働省令で定める生理学的検査は、次に掲げる検査とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 心電図検査(体表誘導によるものに限る。) 二 心音図検査 三 脳波検査(頭皮誘導によるものに限る。) 四 筋電図検査(針電極による場合の穿刺を除く。) 五 基礎代謝検査 六 呼吸機能検査(マウスピース及びノーズクリップ以外の装着器具によるものを除く。) 七 脈波検査 八 熱画像検査 九 眼振電図検査(<u>冷水若しくは温水、電気又は圧迫による刺激を加えて行うものを除く。</u>) 十 重心動搖計検査 十一 超音波検査 十二 磁気共鳴画像検査 十三 眼底写真検査(<u>散瞳薬を投与して行うものを除く。</u>) 十四 毛細血管抵抗検査 十五 経皮的血液ガス分圧検査 十六 聴力検査(気導により行われる定性的な検査であつて次に掲げる周波数及び聴力レベルによるものを除いたものに限る。) イ～ニ (略) 十七 基準嗅覚検査及び静脈性嗅覚検査(静脈に注射する行為を除く。) 十八 電気味覚検査及びろ紙ディスク法による味覚定量検査 	<p>①：該当するのではないか ②：該当するのではないか ③：</p>	20.3時間/月
眼底検査の散瞳剤の投与 【171】		<p>①：該当するのではないか ②：該当するのではないか ③：</p>	0.5時間/月
成分採血装置（末梢血ライインから連続成分採血装置による体外循環を行う機器）の運転 【229】		<p>①：該当するのではないか ②：該当するのではないか ③：</p>	0.1時間以下/月

II. 臨床検査技師にタスク・シフト/シェア可能とプレゼンされた項目について（3）

■政令事項

項目 【資料2-1のNo.】	現行法令	3要件該当性（案）	効果（推計）
救急現場における末梢静脈路の確保（ヘパリンロックをする場合を含む） 【9】	<p>【臨床検査技師等に関する法律】</p> <p>第11条 試験は、第2条に規定する検査に必要な知識及び技能(同条に規定する検査のための血液を採取する行為で政令で定めるもの(以下「採血」という。)及び同条に規定する検査のための検体(血液を除く。)を採取する行為で政令で定めるもの(第20条の2第1項において「検体採取」という。)に必要な知識及び技能を含む。以下同じ。)について行う。</p>	①：該当するのではないか ②：該当するのではないか ③：	33.0時間/月
持続血糖測定のための穿刺・抜針 【47】	<p>【臨床検査技師等に関する法律施行令】</p> <p>第8条 臨床検査技師等に関する法律第11条の採血は、耳朶、指頭及び足蹠の毛細血管並びに肘静脈、手背及び足背の表在静脈その他の四肢の表在静脈から血液を採取する行為とする。</p>	①：該当するのではないか ②：該当するのではないか ③：	0.5時間/月
検査のための採痰（誘発採痰含む） 【42】	<p>【臨床検査技師等に関する法律】</p> <p>第11条 試験は、第2条に規定する検査に必要な知識及び技能(同条に規定する検査のための血液を採取する行為で政令で定めるもの(以下「採血」という。)及び同条に規定する検査のための検体(血液を除く。)を採取する行為で政令で定めるもの(第20条の2第1項において「検体採取」という。)に必要な知識及び技能を含む。以下同じ。)について行う。</p>	①：該当するのではないか ②：該当するのではないか ③：	0.1時間以下/月
検査のための眼脂等の採取 【43】	<p>【臨床検査技師等に関する法律】</p> <p>第11条 試験は、第2条に規定する検査に必要な知識及び技能(同条に規定する検査のための血液を採取する行為で政令で定めるもの(以下「採血」という。)及び同条に規定する検査のための検体(血液を除く。)を採取する行為で政令で定めるもの(第20条の2第1項において「検体採取」という。)に必要な知識及び技能を含む。以下同じ。)について行う。</p>	①：該当するのではないか ②：該当するのではないか ③：	0.8時間/月
検査のための外耳道から耳漏等の採取 【44】	<p>【臨床検査技師等に関する法律施行令】</p> <p>第8条の2 法第11条の検体採取は、次に掲げる行為とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 鼻腔拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他これらに類するものを採取する行為 二 表皮並びに体表及び口腔の粘膜を採取する行為(生椿のためにこれらを採取する行為を除く。) 三 皮膚並びに体表及び口腔の粘膜の病変部位の膿を採取する行為 四 鱗屑、痴皮その他の体表の付着物を採取する行為 五 綿棒を用いて肛門から糞便を採取する行為 	①：該当するのではないか ②：該当するのではないか ③：	2.5時間/月
検査のための泌尿器・生殖器からの検体採取 【45】	<p>【臨床検査技師等に関する法律】</p> <p>第11条 試験は、第2条に規定する検査に必要な知識及び技能(同条に規定する検査のための血液を採取する行為で政令で定めるもの(以下「採血」という。)及び同条に規定する検査のための検体(血液を除く。)を採取する行為で政令で定めるもの(第20条の2第1項において「検体採取」という。)に必要な知識及び技能を含む。以下同じ。)について行う。</p>	①：該当するのではないか ②：該当するのではないか ③：	0.5時間/月
子宮頸がん検査のための細胞診用の検体採取 【46】	<p>【臨床検査技師等に関する法律】</p> <p>第11条 試験は、第2条に規定する検査に必要な知識及び技能(同条に規定する検査のための血液を採取する行為で政令で定めるもの(以下「採血」という。)及び同条に規定する検査のための検体(血液を除く。)を採取する行為で政令で定めるもの(第20条の2第1項において「検体採取」という。)に必要な知識及び技能を含む。以下同じ。)について行う。</p>	①：該当するのではないか ②：該当するのではないか ③：	7.6時間/月

II. 臨床検査技師にタスク・シフト/シェア可能とプレゼンされた項目について（4）

■法律事項

項目 【資料2-1のNo.】	現行法令	3要件該当性（案）	効果（推計）
消化器内視鏡検査・治療の介助（組織採取を含む） 【63】		行為の範囲が広く、具体的な内容が明らかでない。	
肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法、肝悪性腫瘍ラジオ波焼却療法に係る機器の操作・管理 【64】		①：該当しないのではないか ②：該当しないのではないか ③：	0.7時間/月
造影超音波検査の超音波造影剤の投与（ソナゾイド等） 【173】	【臨床検査技師等に関する法律】 第20条の2 臨床検査技師は、保健師助産師看護師法第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として採血及び検体採取(医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。)並びに第2条の厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とすることができます。	①：該当するのではないか ②：該当するのではないか ③：	0.2時間/月
上部内視鏡検査の際の前処置（消泡剤・咽喉麻醉剤の投与） 【174】		①：該当しないのではないか ②：該当しないのではないか ③：	4.2時間/月
輸血実施 【119】		①：該当しないのではないか ②：該当しないのではないか ③：該当しないのではないか	14.8時間/月
点滴、輸液ポンプ、シリンジポンプの操作・安全管理 【226】		①：該当しないのではないか ②：該当しないのではないか ③：	0.1時間以下/月

III. 臨床工学技士にタスク・シフト/シェア可能とプレゼンされた項目について（1）

■政令事項

項目 【資料2-1のNo.】	現行法令	3要件該当性（案）	効果（推計）
血液浄化施行時のバスキュラーアクセスへの穿刺によるカニューレの留置及び不要カニューレの抜去（動脈表在化等を含む） 【132】	<p>【臨床工学技士法】</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この法律で「臨床工学技士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床工学技士の名称を用いて、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作(生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去であって政令で定めるものを含む。以下同じ。)及び保守点検を行うことを業とする者をいう。</p>	<p>①：該当するのではないか ②：該当するのではないか ③：</p>	1.5時間/月
血液浄化装置の先端部（穿刺針）のバスキュラーアクセスへの穿刺及び抜去 【133】	<p>【臨床工学技士法施行令】</p> <p>第1条 臨床工学技士法第2条第2項の政令で定める生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 (略) 二 血液浄化装置の穿刺針その他の先端部のシャントへの接続又はシャントからの除去 三 (略) 	<p>①：該当するのではないか ②：該当するのではないか ③：</p>	5.0時間/月

III. 臨床工学技士にタスク・シフト/シェア可能とプレゼンされた項目について（2）

■法律事項

項目 【資料2-1のNo.】	現行法令	3要件該当性（案）	効果（推計）
人工呼吸が施行されている (施行が予定されている) 患者に対する直接動脈穿刺法による採血 【3】		①：該当しないのではないか ②：該当しないのではないか ③：	1.5時間/月
人工呼吸が施行されている (施行が予定されている) 患者に対する橈骨動脈ラインの確保 【15】	【臨床工学技士法】 第2条 この法律で「生命維持管理装置」とは、人の呼吸、循環又は代謝の機能の一部を代替し、又は補助することが目的とされている装置をいう。 2 この法律で「臨床工学技士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床工学技士の名称を用いて、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作(生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去であって政令で定めるものを含む。以下同じ。)及び保守点検を行うことを業とする者をいう。	①：該当しないのではないか ②：該当しないのではないか ③：	5.0時間/月
人工呼吸が施行されている患者に対する鎮静薬の投与量の調整 【151】	第37条 臨床工学技士は、保健師助産師看護師法第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として生命維持管理装置の操作を行うことを業とすることができます。 2 前項の規定は、第8条第1項の規定により臨床工学技士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。	①：該当しないのではないか ②：該当しないのではないか ③：	3.0時間/月
輸液ポンプ等を用いた薬液投与のための中心静脈カテーテルの不要カテーテルの抜去 【21】		①：該当しないのではないか ②：該当しないのではないか ③：	1.1時間/月
輸液ポンプ等を用いた薬液投与のための胃管の挿入、交換及び抜去 【101】		①：該当しないのではないか ②：該当しないのではないか ③：	0.6時間/月
輸液ポンプ等を用いた静脈ラインからの薬剤の投与 【164】		①：手術室等において生命維持管理装置の操作とあわせて行う場合は該当するのではないか ②：①と同様 ③：	推計中 10

III. 臨床工学技士にタスク・シフト/シェア可能とプレゼンされた項目について（3）

■法律事項

項目 【資料2-1のNo.】	現行法令	3要件該当性（案）	効果（推計）
心・血管カテーテル治療時に医師が行うカテーテル操作などの補助（カテーテルの保持、身体への電気的負荷等） 【57】		行為の範囲が広く、具体的な内容が明らかでない。	
心・血管カテーテル業務における清潔野で使用する生命維持管理装置及びカテーテル関連の操作及び接続 【59】	<p>【臨床工学技士法】</p> <p>第2条 この法律で「生命維持管理装置」とは、人の呼吸、循環又は代謝の機能の一部を代替し、又は補助することが目的とされている装置をいう。</p> <p>2 この法律で「臨床工学技士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床工学技士の名称を用いて、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作(生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去であって政令で定めるものを含む。以下同じ。)及び保守点検を行うことを業とする者をいう。</p>	行為の範囲が広く、具体的な内容が明らかでない。	
心臓血管外科手術や整形外科等における医師が行う手術手技の補助 【61】	<p>第37条 臨床工学技士は、保健師助産師看護師法第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として生命維持管理装置の操作を行うことを業とすることができます。</p> <p>2 前項の規定は、第8条第1項の規定により臨床工学技士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。</p>	行為の範囲が広く、具体的な内容が明らかでない。	
血液浄化に用いる不要留置カテーテルの抜去 【135】		①：該当するのではないか ②：該当しないのではないか ③：	0.3時間
輸液ポンプ等を用いた薬液投与のための皮静脈穿刺によるラインの確保、不要カニューレの抜去 【16】		①：該当するのではないか ②：該当しないのではないか ③：	0.9時間

III. 臨床工学技士にタスク・シフト/シェア可能とプレゼンされた項目について（4）

■法律事項

項目 【資料2-1のNo.】	現行法令	3要件該当性（案）	効果（推計）
内視鏡外科手術における医師が行う手術手技の補助 【60】		行為の範囲が広く、具体的な内容が明らかでない。	
内視鏡（軟性鏡）検査・治療時の処置具の操作等の補助 【62】	【臨床工学技士法】 第2条 この法律で「生命維持管理装置」とは、人の呼吸、循環又は代謝の機能の一部を代替し、又は補助することが目的とされている装置をいう。 2 この法律で「臨床工学技士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床工学技士の名称を用いて、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作(生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去であって政令で定めるものを含む。以下同じ。)及び保守点検を行うことを業とする者をいう。	行為の範囲が広く、具体的な内容が明らかでない。	
内視鏡検査・治療の際の準備作業（咽頭麻酔等） 【80】		①：該当しないのではないか ②：該当しないのではないか ③：	52.0時間/月
硬膜外麻酔薬の準備と投与 【72】		①：該当しないのではないか ②：該当しないのではないか ③：	2.0時間/月
麻酔導入時の各種モニターの装着、気管挿管や中心静脈カテーテル・胃管挿入等の介助 【77】	第37条 臨床工学技士は、保健師助産師看護師法第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として生命維持管理装置の操作を行うことを業とすることができます。 2 前項の規定は、第8条第1項の規定により臨床工学技士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。	①：該当しないのではないか ②：該当しないのではないか ③：	6.1時間/月
食道内圧、胸腔内圧、横紋筋活動電位、膀胱温を計測するモニター・センサー等の体内への挿入、不要センサーの抜去 【36】		①：該当しないのではないか ②：該当しないのではないか ③：	0.1時間/月

III. 臨床工学技士にタスク・シフト/シェア可能とプレゼンされた項目について（5）

■法律事項

項目 【資料2-1のNo.】	現行法令	3要件該当性（案）	効果（推計）
気管カニューレの交換 【111】		①：該当しないのではないか ②：該当しないのではないか ③：	0.1時間以下/月
経口用・経鼻用気管チューブの挿入時の補助 【113】	【臨床工学技士法】 第2条 この法律で「生命維持管理装置」とは、人の呼吸、循環又は代謝の機能の一部を代替し、又は補助することが目的とされている装置をいう。 2 この法律で「臨床工学技士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床工学技士の名称を用いて、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作(生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去であつて政令で定めるものを含む。以下同じ。)及び保守点検を行うことを業とする者をいう。	①：該当しないのではないか ②：該当しないのではないか ③：	0.1時間以下/月
経口用・経鼻用気管チューブ、気管カニューレの抜去 【114】	第37条 臨床工学技士は、保健師助産師看護師法第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として生命維持管理装置の操作を行うことを業とすることができます。 2 前項の規定は、第8条第1項の規定により臨床工学技士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。	①：該当しないのではないか ②：該当しないのではないか ③：	0.1時間以下/月
経口用・経鼻用気管チューブの位置の調整 【116】		①：該当しないのではないか ②：該当しないのではないか ③：	0.2時間以下/月
食道閉鎖式エアウェイ・ラリングルチューブの挿入及び抜去 【117】		①：該当しないのではないか ②：該当しないのではないか ③：	0.1時間以下/月
鼻咽頭エアウェイの挿入及び抜去 【118】		①：該当しないのではないか ②：該当しないのではないか ③：	0.1時間以下/月

IV. 救急救命士にタスク・シフト/シェア可能とプレゼンされた項目について

■法律事項

項目 【資料2-1のNo.】	現行法令	3要件該当性 (案)	効果 (推計)
(院内の) 静脈路確保 (輸液) の実施 【10】		① : 該当するのではないか ② : 該当するのではないか ③ :	推計中
(院内の) 縫合を除く創傷処置 (一定の面積までの擦過傷の洗浄とドレッシング) 【91】	<p>【救急救命士法】</p> <p>第2条 この法律で「救急救命処置」とは、その症状が著しく悪化するおそれがあり、又はその生命が危険な状態にある傷病者(以下この項及び第四十四条第二項において「重度傷病者」という。)が病院又は診療所に搬送されるまでの間に、当該重度傷病者に対して行われる気道の確保、心拍の回復その他の処置であって、当該重度傷病者の症状の著しい悪化を防止し、又はその生命の危険を回避するために緊急に必要なものをいう。</p> <p>2 この法律で「救急救命士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者をいう。</p>	① : 該当するのではないか ② : 該当するのではないか ③ :	推計中
(院内の) 心肺蘇生 【145】		① : 該当するのではないか ② : 該当するのではないか ③ :	推計中
(院内の) 医師による緊急処置の一部介助 【146】		① : 該当するのではないか ② : 該当するのではないか ③ :	推計中
(院内の) 一部の緊急薬剤の投与 【161】		① : 該当するのではないか ② : 該当するのではないか ③ :	推計中
(院内の) 病歴聴取、バイタルサイン測定、トリアージ 【192】	<p>第44条 (略)</p> <p>2 救急救命士は、救急用自動車その他の重度傷病者を搬送するためのものであって厚生労働省令で定めるもの(以下この項及び第五十三条第二号において「救急用自動車等」という。)以外の場所においてその業務を行ってはならない。ただし、病院又は診療所への搬送のため重度傷病者を救急用自動車等に乗せるまでの間において救急救命処置を行うことが必要と認められる場合は、この限りでない。</p>	① : 該当するのではないか ② : 該当するのではないか ③ :	推計中
(医療機関内で) 救急救命処置の範囲に示される33項目の実施 【143 (144)】		① : 該当するのではないか ② : 該当するのではないか ③ :	推計中

V. 看護師にタスク・シフト/シェア可能とプレゼンされた項目について

■法律事項

項目 【資料2-1のNo.】	現行法令	3要件該当性（案）	効果（推計）
療養上の世話をタイム リーに行うための薬剤 の処方（排便コント ロール（下剤・浣腸 剤・止痢剤・整腸剤な ど）スキンケア（軟 膏・ドレッシング剤・ 目薬など）疼痛緩和 (湿布・麻薬以外の鎮 痛剤)など 【165】	【医師法】 第17条 医師でなければ、医業をなしてはならない。	①：該当しないのではないか ②：該当しないのではないか ③：	推計中

第2回 医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト/シェアの推進に関する検討会	参考 資料 1
令和元年 11月8日	

医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト/シェアの推進に関する検討会 開催要綱

1. 趣旨

医師に対しては、2024年4月から時間外労働の上限規制が適用される。その規制の具体的な内容等について検討してきた「医師の働き方改革に関する検討会」において、労働基準法体系において定める上限規制と医事法制・医療政策における対応を組み合わせ、医師の診療業務の特殊性を踏まえた働き方改革を推進していくことを内容とする報告書がとりまとめられた。

さらに、「医師の働き方改革の推進に関する検討会」を開催し、当該報告書において引き続き検討することとされた事項について、有識者の参集を得て具体的な検討を進めている。

同報告書においては、医師の労働時間の短縮のために徹底して取り組んでいく必要があるとされた項目の一つに、医療従事者の合意形成のもとでの業務の移管や共同化（タスク・シフティング、タスク・シェアリング）が掲げられており、これらの取組みの推進が急務となっている。

このため、医師の時間外労働の上限規制が適用される2024年4月に向けて、医療専門職種の法令等を改めて精査し、現行制度の下で可能な領域におけるタスク・シフティングを最大限に推進できるよう、また、多くの医療専門職種それぞれが自らの能力を活かし、より能動的に対応できる仕組みを整えるための具体的な検討を行う。

2. 検討事項

- (1) タスク・シフティング及びタスク・シェアリングの効果と具体的な在り方
- (2) タスク・シフティング及びタスク・シェアリングのために必要な教育・研修等

3. 構成員

構成員は、別紙のとおりとする。

4. 運営等

- (1) 本検討会は、医政局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会においては、必要に応じ、(1)の構成員以外の学識経験者及び医療関連の専門業務に精通した者等の出席を求めることができる。
- (3) 検討会は原則として公開するとともに、議事録を作成し、公表する。
- (4) 本検討会の庶務は、保険局の関係課の協力を得て、医政局医事課が行う。
- (5) この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関し、必要な事項は、会議において定める。

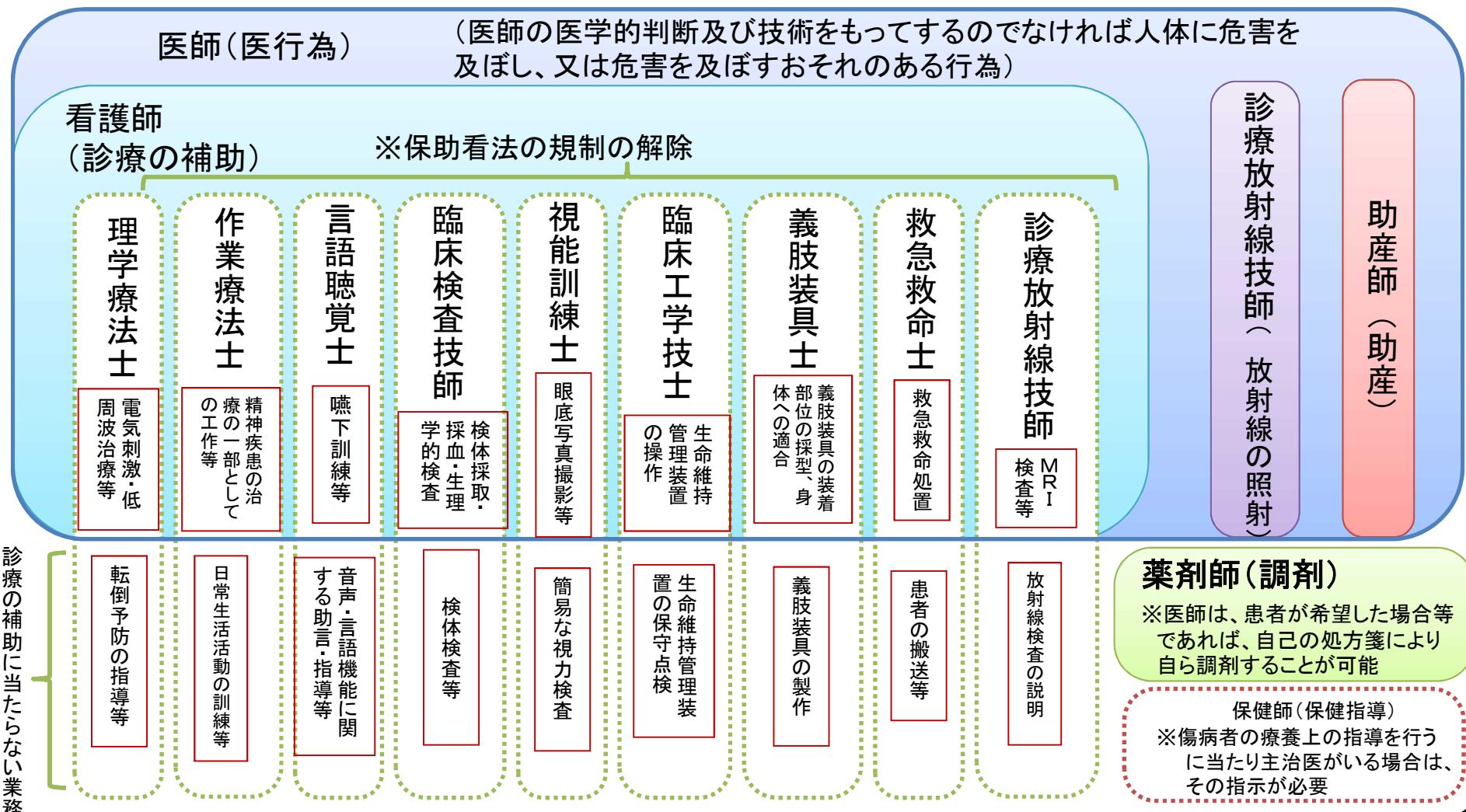
(別紙)

青木 郁香 日本臨床工学技士会事務局 業務部長
秋山 智弥 岩手医科大学看護学部 特任教授
猪口 雄二 全日本病院協会 会長
今村 聰 日本医師会女性医師支援センター センター長
釜蒼 敏 日本医師会 常任理事
木澤 晃代 日本大学病院 看護部長
権丈 善一 慶應義塾大学商学部 教授
齋藤 訓子 日本看護協会 副会長
永井 康徳 医療法人ゆうの森理事長たんぽぽクリニック
永井 良三 自治医科大学 学長
根岸 千晴 埼玉県済生会川口総合病院副院長（麻酔科主任部長兼務）
襄 英洙 ハイズ株式会社 代表取締役
馬場 秀夫 熊本大学大学院生命科学研究部消化器外科学講座 教授

診療の補助・医師の指示について

診療の補助について（歯科領域を除く）

- 業務独占とされている職種は、医師、薬剤師、助産師、看護師及び診療放射線技師。
- 診療放射線技師とその他の医療関係職種については、看護師の業務独占を一部解除する形で、診療の補助の一部を実施することができる。
- 医師の指示の必要性の有無は医療関係職種の行う行為が診療の補助に該当するか否かによって決まるこことなり、当該行為が行われる場所とは関連がない。



看護師が行う診療の補助における医師の指示について

第28回 チーム医療推進検討会
看護業務検討ワーキンググループ
平成24年11月6日

資料2
一部改

- 医事法制上、医行為（当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為）について、自身の判断により実施することができるのは医師に限定されている。
- しかしながら、看護師も医学的判断及び技術に関連する内容を含んだ専門教育を受け、一定の医学的な能力を有していることにかんがみ、一定の医行為（診療の補助）については、その能力の範囲内で実施できるか否かに関する医師の医学的判断を前提として、看護師も実施することができることとされている。

[保健師助産師看護師法 第37条]

保健師、助産師、看護師又は准看護師は、主治医又は歯科医師の指示あった場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、医薬品について指示をしその他の医師又は歯科医師が行うでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。ただし、臨時応急の手当をし、又は助産師がへその緒を切り、浣腸を施してその他助産師の業務に付随する行為をする場合は、この限りでない。

医師は、**保健師助産師看護師法に規定する診療の補助（一定の医行為）の範囲内であると判断した後、患者の病態等を踏まえ、当該看護師の具体的能力に応じて、実施する看護師に対して適切な指示を行う。**

<指示が成立する前提条件> （「チーム医療の推進に関する検討会報告書」より）

- ①対応可能な患者の範囲が明確にされていること
- ②対応可能な病態の変化が明確にされていること
- ③指示を受ける看護師が理解し得る程度の指示内容(判断の規準、処置・検査・薬剤の使用の内容等)が示されていること
- ④対応可能な範囲を逸脱した場合に、早急に医師に連絡を取り、その指示が受けられる体制が整えられていること

【医師の指示】

包括的指示

（具体的指示以外の指示は全て包括的指示である）
看護師が患者の状態に応じて柔軟に対応できるよう、医師が、患者の病態の変化を予測し、その範囲内で看護師が実施すべき行為について一括した指示

具体的指示

医行為を実施する際に伴う様々な判断（実施の適否や実施方法等）について、看護師が裁量的に行う必要がないよう、できるだけ詳細な内容をもって行われる指示

※「包括的指示」の実施に当たっては、医師と看護師との間で指示内容の認識に齟齬が生じないよう、原則として、指示内容が標準的プロトコール（具体的な処置・検査・薬剤の使用等及びその判断に関する基準を整理した文書）、クリティカルパス（処置・検査・薬剤の使用等を含めた詳細な診療計画）等の文書で示されることが望ましい。（チーム医療の推進に関する検討会 報告書 平成22年3月19日）

※この資料において、「歯科医行為」の場合は「医師の指示」を「歯科医師の指示」と読み替えるものとする。

※各資格法により看護師以外が行う診療の補助における医師の指示も同様。

医師の指示について(イメージ)

第28回 チーム医療推進検討会
看護業務検討ワーキンググループ
平成24年11月6日

資料
2

※①～④の要件を満たし、指示が成立する。

医師の指示が成立する前提条件	条件の例
①対応可能な患者の範囲が明確にされていること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 患者A氏に対する疼痛時指示 ○ 患者B氏に対するクリティカルパス適応の指示 ○ 病棟や外来における約束指示: <ul style="list-style-type: none"> ・状態の安定した入院患者に対するバイタルサイン測定(2回／日)の指示 (→病棟のルールや看護師の判断で測定時間を決定する) ・救急外来におけるウォークイン患者を対象としたトリアージの指示
②対応可能な病態の変化が明確にされていること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 38.0度以上の発熱時 ○ 感染徵候出現時 (38.0度以上の発熱、悪寒、発汗、CRP値の上昇、白血球数値の上昇 等)
③指示を受ける看護師が理解し得る程度の指示内容(判断の規準、処置・検査・薬剤の使用の内容等)が示されていること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 38.0度以上の発熱時、ジクロフェナクナトリウム座剤25mg挿入 ○ 38.0度以上の発熱時、NSAIDS※(経口又は座剤)投与 ○ 感染徵候出現時、NSAIDS※(経口又は座剤)投与、及び経口セフェム系※抗生物質投与開始 <p style="border: 2px solid red; padding: 5px;">指示を受ける看護師の能力により、指示内容の具体性を調整し、指示を行う。</p>
④対応可能な範囲を逸脱した場合に、早急に医師に連絡を取り、その指示が受けられる体制が整えられていること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収縮期血圧 $80\text{mmHg} >$、$180\text{mmHg} <$ 時はドクターコール ①主治医 ②オンコール医師 ○ 解熱剤使用後も熱が下がらない時は主治医コール、夜間は当直医コール ○ 急変時は主治医コール及び院内のルールに従い適切な部署等に連絡

※実際の指示においては薬剤の種類(剤形・規格)、分量、用法・用量が示される。

※この資料において、「歯科医行為」の場合は「医師の指示」を「歯科医師の指示」と読み替えるものとする。

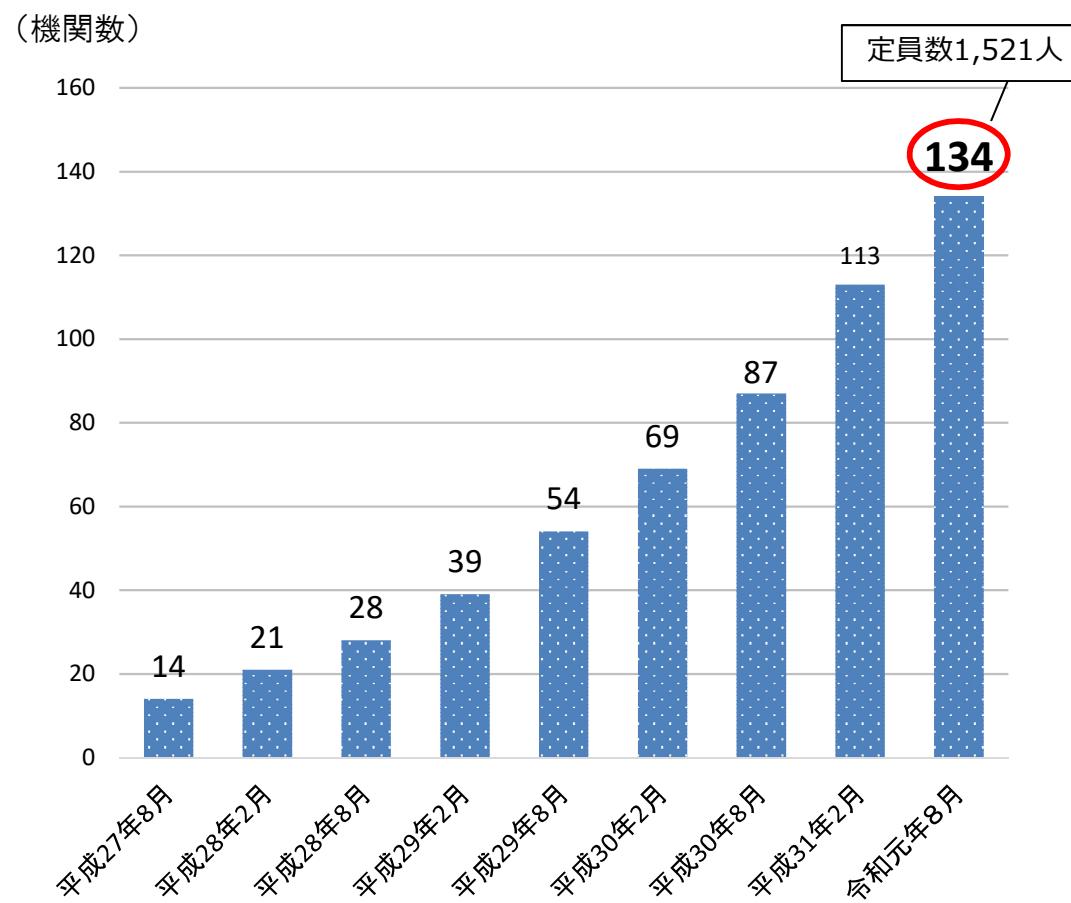
特定行為研修制度の施行状況

(第23回看護師特定行為・研修部会 令和元年10月9日 参考資料6)

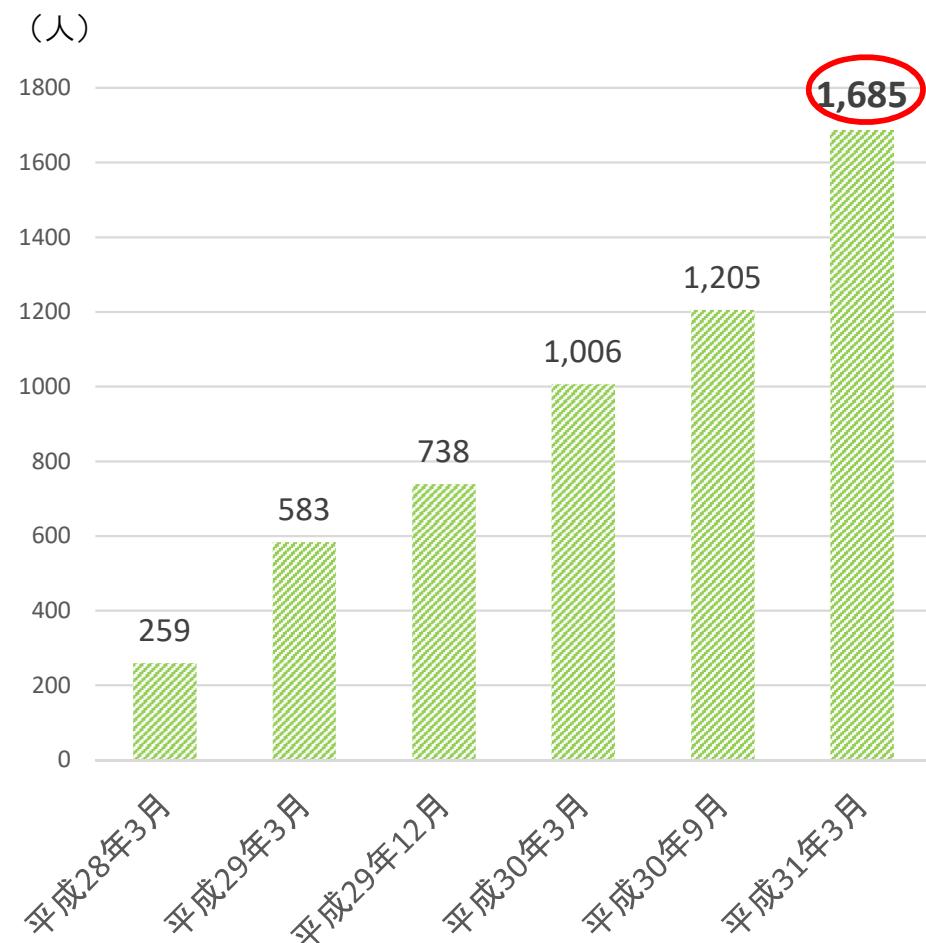
特定行為に係る看護師の研修制度 指定研修機関数・研修修了者の推移

- 特定行為研修を行う指定研修機関は、年々増加しており令和元年8月現在で134機関である。これらの指定研修機関が年間あたり受け入れ可能な人数（定員数）は1,521人（令和元年8月現在）となっている。
- 特定行為研修の修了者数は、年々増加しており平成31年3月現在で1,685名である。 制度施行：平成27年10月1日

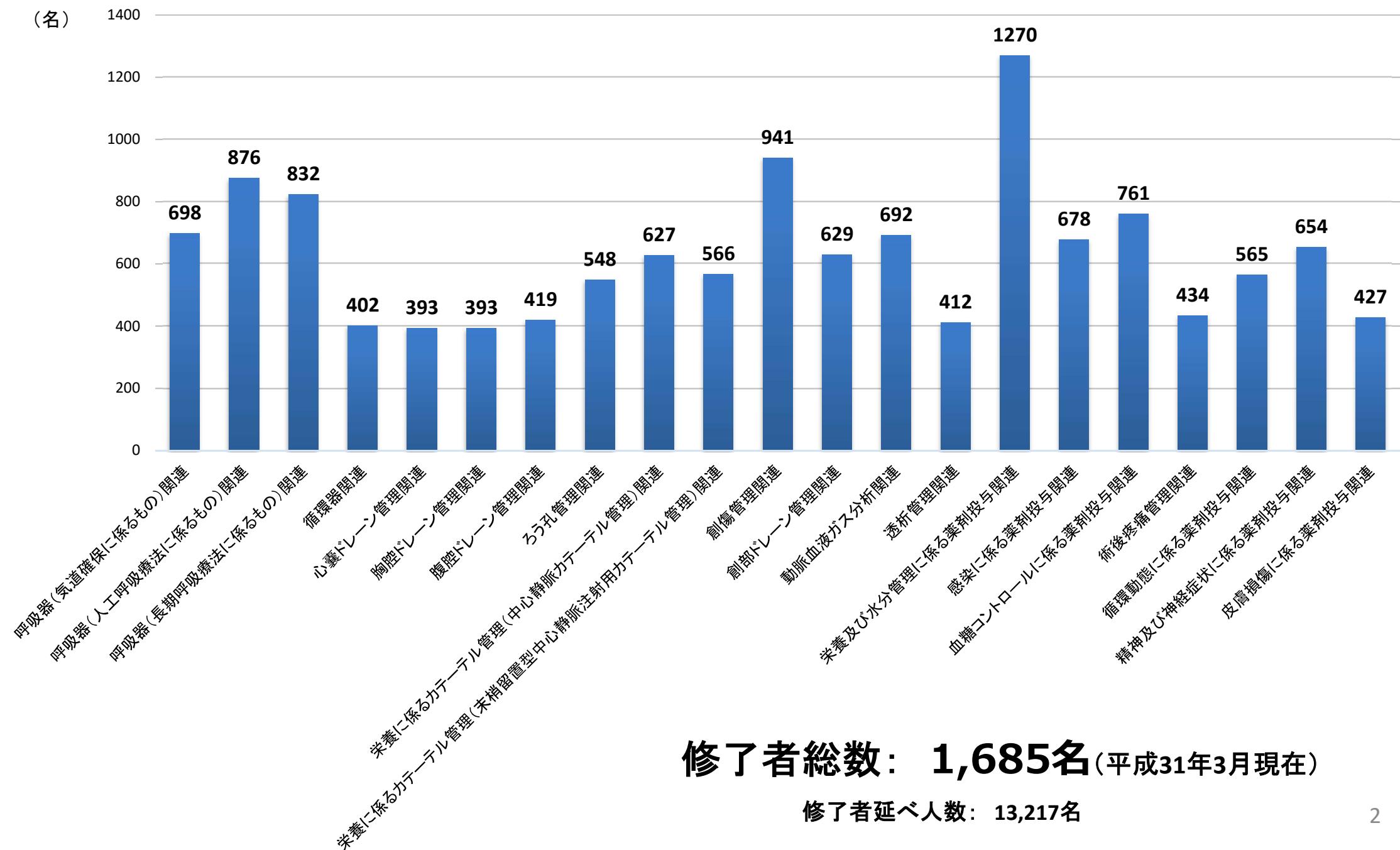
■ 指定研修機関数の推移



■ 研修修了者の推移

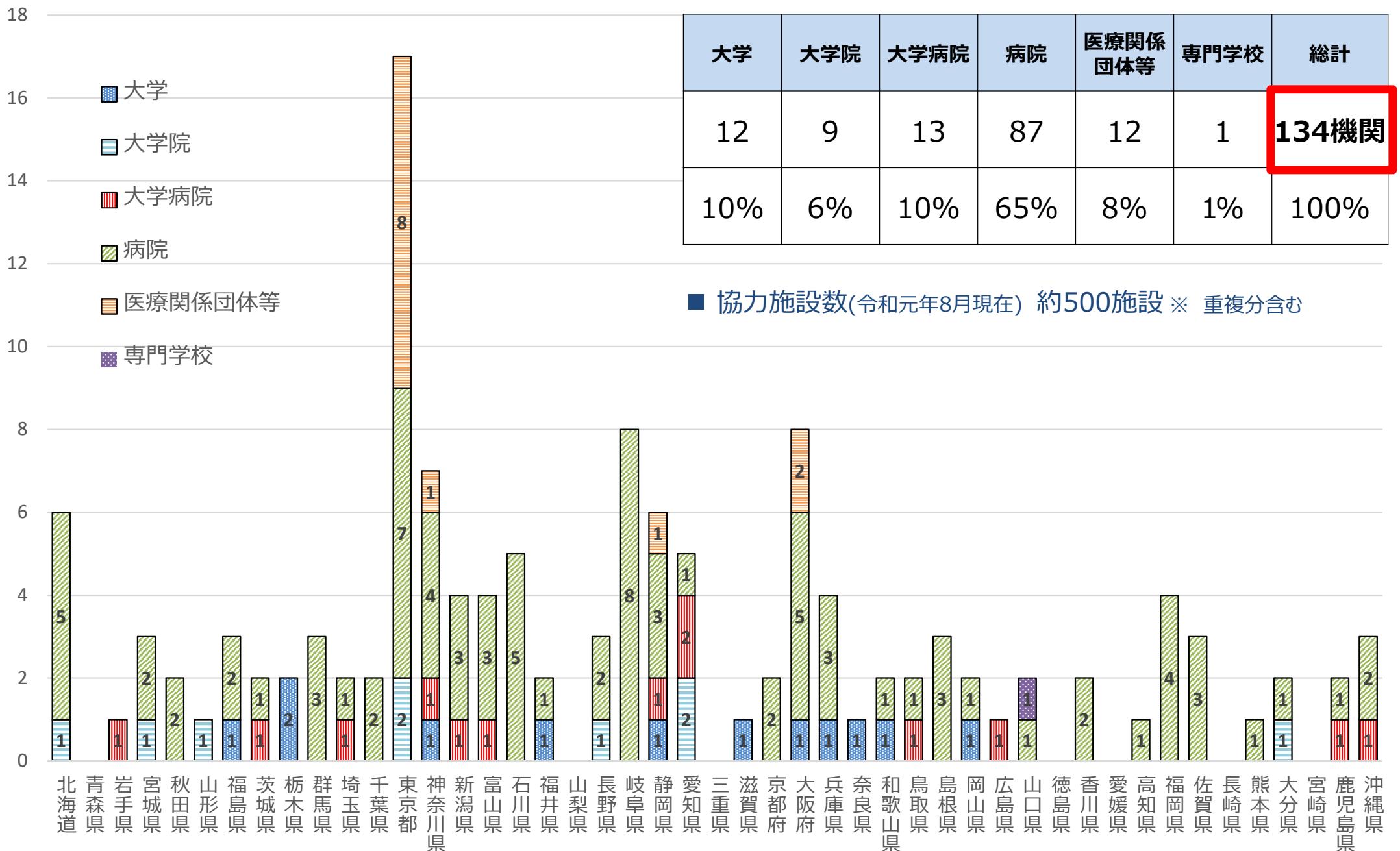


特定行為研修を修了した看護師数（特定行為区分別）



特定行為研修を行う指定研修機関等の状況

■ 都道府県別指定研修機関数(令和元年8月現在)



■ 施設の種類別指定研修機関数(令和元年8月現在)

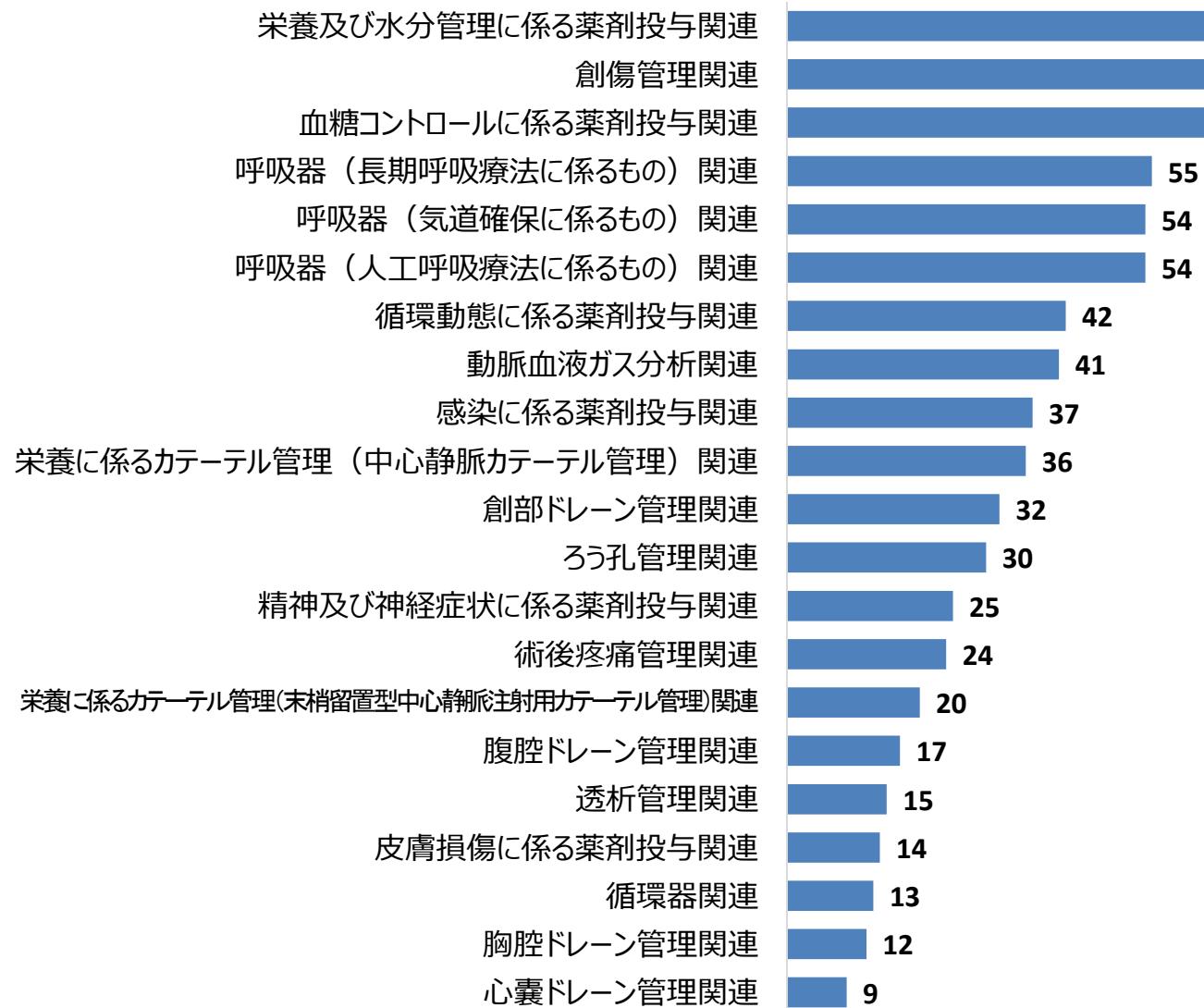
大学	大学院	大学病院	病院	医療関係団体等	専門学校	総計
12	9	13	87	12	1	134機関
10%	6%	10%	65%	8%	1%	100%

■ 協力施設数(令和元年8月現在) 約500施設 ※ 重複分含む

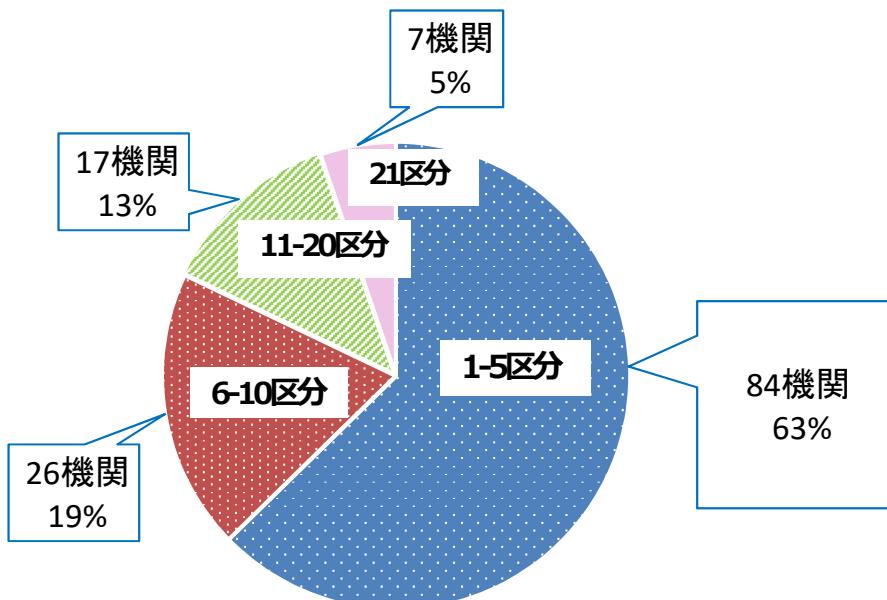
指定研修機関の特定行為区分別開講状況

- 特定行為区別にみると、「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」の研修を開講している指定研修機関がもっとも多い。次いで、「創傷管理関連」と「血糖コントロールに係る薬剤投与」が多い。
- 開講区分数では1～5区分が約60%でもっとも多い。

■ 各特定行為区別の研修実施指定研修機関数 (n=134)



■ 開講区分数による指定研修機関数割合 (区分数、機関数、機関数が占める割合)(n=134)



(2019年8月現在 : 医政局看護課調べ)

看護師の特定行為研修を行う指定研修機関（1／3） (40都道府県134機関 (2019年8月現在))

所在地	指定研修機関名	指定区分		指定年	所在地	指定研修機関名	指定区分		指定年
		区分数	領域別 パッケージ				区分数	領域別 パッケージ	
北海道	旭川赤十字病院	2		2018	群馬	公益財団法人脳血管研究所 附属美原記念病院	1		2016
	医療法人社団エス・エス・ジェイ 札幌整形循環器病院	3		2018		医療法人群馬会 群馬病院	1		2019
	学校法人東日本学園 北海道医療大学大学院 看護福祉学研究科看護学専攻	13		2015		前橋赤十字病院	5		2019
	清水赤十字病院	1		2019	埼玉	医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院	13		2015
	社会医療法人恵和会 西岡病院	1		2017		学校法人埼玉医科大学 埼玉医科大学総合医療センター	7		2016
	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 北海道済生会小樽病院	8		2018	千葉	社会医療法人社団さつき会 袖ヶ浦さつき台病院 看護師特定行為研修センター	3		2016
岩手	学校法人岩手医科大学 岩手医科大学附属病院 高度看護研修センター	7		2015		医療法人鉄蕉会 鶴田総合病院	12		2019
宮城	石巻赤十字病院	4		2019	東京	一般社団法人 日本慢性期医療協会	9		2015
	医療法人 浄仁会 大泉記念病院	2		2019		医療法人財団慈生会 野村病院	1		2018
	学校法人東北文化学園大学 東北文化学園大学大学院 健康社会システム研究科健康福祉専攻	21		2016		医療法人社団 永生会	2		2017
秋田	秋田赤十字病院	1		2018		医療法人社団 明芳会	8		2017
	社会医療法人青嵐会 本荘第一病院	1		2018		学校法人青葉学園 東京医療保健大学大学院 看護学研究科看護学専攻	21		2015
山形	国立大学法人山形大学 山形大学大学院医学系研究科看護学専攻	16		2017		学校法人国際医療福祉大学 国際医療福祉大学大学院 医療福祉学研究科保健医療学専攻	21		2015
福島	医療法人平心会 須賀川病院	8	在宅	2016		公益財団法人 日産厚生会玉川病院	5		2019
	公益財団法人 星総合病院	4		2016		公益社団法人 地域医療振興協会 JADECOM-NDC研修センター	21		2015
	公立大学法人 福島県立医科大学	18		2017		公益社団法人 日本看護協会	14		2015
茨城	国立大学法人筑波大学 筑波大学附属病院	18		2016		社会医療法人河北医療財団 河北総合病院	3		2017
	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 茨城県済生会 水戸済生会総合病院	12		2018		社会医療法人社団正志会 花と森の東京病院	1		2019
	学校法人自治医科大学 自治医科大学	20		2015		社会福祉法人恩賜財団済生会支部 東京都済生会 東京都済生会中央病院	7		2017
栃木	学校法人獨協学園 獨協医科大学	2		2019	5	セコム医療システム株式会社	10		2017
	日本赤十字社					独立行政法人地域医療機能推進機構	10		2017
	武藏野赤十字病院					独立行政法人 地域医療機能推進機構 東京新宿メディカルセンター	2		2016

看護師の特定行為研修を行う指定研修機関（2／3）（40都道府県134機関（2019年8月現在））

所在地	指定研修機関名	指定区分		指定年	所在地	指定研修機関名	指定区分		指定年
		区分数	領域別 パッケージ				区分数	領域別 パッケージ	
神奈川	医療法人五星会 菊名記念病院	2		2017	長野	伊那中央病院	8		2018
	医療法人横浜柏堤会 戸塚共立第1病院	1		2017		学校法人佐久学園 佐久大学大学院 看護学研究科看護学専攻	8		2018
	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 神奈川県済生会横浜市東部病院	9		2017		社会医療法人財団慈泉会 相澤病院	4		2019
	独立行政法人 労働者健康安全機構	8		2017	岐阜	岐阜県厚生農業協同組合連合会 岐阜・西濃医療センター 揖斐厚生病院	1		2018
	横浜市立みなど赤十字病院	2		2019		岐阜県厚生農業協同組合連合会 岐阜・西濃医療センター 岐北厚生病院	1		2018
	学校法人 東海大学	12		2019		岐阜県厚生農業協同組合連合会 飛騨医療センター 久美愛厚生病院	1		2018
	学校法人日本医科大学 日本医科大学武藏小杉病院	2		2019		岐阜県厚生農業協同組合連合会 中濃厚生病院	4		2018
新潟	国立大学法人新潟大学 新潟大学医歯学総合病院	15		2019		岐阜県厚生農業協同組合連合会 東濃厚生病院	2		2018
	新潟県厚生農業協同組合連合会 上越総合病院	1		2019	静岡	岐阜県厚生農業協同組合連合会 岐阜・西濃医療センター 西美濃厚生病院	1		2018
	新潟県厚生農業協同組合連合会 長岡中央総合病院	1		2019		県北西部地域医療センター 国保白鳥病院	1		2019
	新潟県厚生農業協同組合連合会 新潟医療センター	1		2019		医療法人澄心会 岐阜ハートセンター	3		2019
富山	医療法人社団藤聖会 富山西総合病院	1		2018		学校法人聖隸学園 聖隸クリストファー大学	1		2018
	富山県立中央病院	4		2019		公益社団法人有隣厚生会 富士病院	12		2018
	南砺市民病院	2		2019		国立大学法人浜松医科大学 浜松医科大学医学部附属病院	8		2019
	国立大学法人 富山大学附属病院	4		2019		静岡県立静岡がんセンター	3		2019
石川	医療法人社団和楽仁 芳珠記念病院	2		2017	愛知	社会福祉法人 聖隸福祉事業団	1		2019
	公立能登総合病院	3		2017		社会福祉法人聖隸福祉事業団総合病院 聖隸三方原病院	5		2019
	公立松任石川中央病院	4		2017		医療法人名古屋澄心会 名古屋ハートセンター	1		2019
	国民健康保険小松市民病院	2		2017		学校法人愛知医科大学愛知医科大学大学院 看護学研究科看護学専攻	21		2015
	社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院	7		2016		学校法人藤田学園 藤田医科大学大学院 保健学研究科保健学専攻	21		2015
福井	学校法人新田塚学園 福井医療大学	12	在宅 麻酔	2016		学校法人藤田学園 藤田医科大学病院	6		2019
	市立敦賀病院	1		2018		国立大学法人名古屋大学 名古屋大学医学部附属病院	16		2019

看護師の特定行為研修を行う指定研修機関（3／3）（40都道府県134機関（2019年8月現在））

所在地	指定研修機関名	指定区分		指定年	所在地	指定研修機関名	指定区分		指定年
		区分数	領域別 パッケージ				区分数	領域別 パッケージ	
滋賀	国立大学法人 滋賀医科大学	10		2016					2017
京都	医療法人社団洛和会 洛和会音羽病院	7		2015	岡山	学校法人 川崎学園	13		2017
	市立福知山市民病院	1		2019		公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構 倉敷中央病院	8		2019
大阪	医療法人藤井会 石切生喜病院	2		2019	広島	国立大学法人 広島大学病院	6		2019
	公益社団法人 大阪府看護協会	13		2018		医療法人茜会 ウエストジャパン看護専門学校	2		2019
	公立大学法人 大阪市立大学	6		2017	山口	総合病院 山口赤十字病院	2		2018
	社会医療法人 愛仁会	10		2016		高松赤十字病院	4		2018
	社会医療法人きつこう会 多根総合病院	4		2017	香川	独立行政法人 国立病院機構 四国こどもとおとなの医療センター	3		2017
	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 大阪府済生会 泉南医療福祉センター	2		2019		高知	社会医療法人近森会 近森病院	3	2016
	大阪赤十字病院	4		2019		社会医療法人共愛会 戸畠共立病院	1		2018
	国立研究開発法人 国立循環器病研究センター	8		2019		社会医療法人弘恵会 ヨコクラ病院	2		2017
	医療法人社団慈恵会 新須磨病院	2		2018	福岡	社会医療法人雪の聖母会 聖マリア病院	2		2017
	学校法人兵庫医科大学 医療人育成研修センター	11		2017		福岡赤十字病院	5		2018
兵庫	姫路赤十字病院	5		2018		社会医療法人謙仁会 山元記念病院	1		2018
	神戸アドベンチスト病院	1		2019		社会医療法人祐愛会 織田病院	1		2017
奈良	公立大学法人 奈良県立医科大学	10		2015		地方独立行政法人 佐賀県医療センター好生館	3		2019
和歌山	公立大学法人 和歌山県立医科大学	6		2017	熊本	独立行政法人国立病院機構 熊本医療センター	3		2019
	日本赤十字社 和歌山医療センター	3		2019		公立大学法人大分県立看護科学大学 大分県立看護科学大学大学院 看護学研究科看護学専攻	21		2015
鳥取	国立大学法人 鳥取大学医学部附属病院	5		2018	大分	社会医療法人敬和会 大分岡病院	2		2018
	鳥取赤十字病院	5		2019		鹿児島	公益財団法人慈愛会 今村総合病院	2	
島根	松江市立病院	2		2019	沖縄	国立大学法人鹿児島大学 鹿児島大学病院	9	在宅	2016
	松江赤十字病院	1		2019		医療法人沖縄徳洲会 南部徳洲会病院	5	在宅	2018
	島根県立中央病院	3		2019		国立大学法人 琉球大学医学部附属病院	3		2018
〈領域別パッケージ研修〉 在宅…在宅・慢性期領域 外科…外科術後病棟管理領域 麻酔…術中麻酔管理領域									